

令和4年玉村町議会第1回定例会会議録第1号

令和4年3月1日（火曜日）

議事日程 第1号

令和4年3月1日（火曜日）午前9時開議

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 町長施政方針
- 日程第 5 議案第 3号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第 4号 玉村町報酬及び費用弁償支給条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第 5号 玉村町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第 6号 玉村町長、副町長及び教育長の諸給与条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第 7号 玉村町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第 8号 玉村町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第 9号 玉村町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第12 議案第10号 令和3年度玉村町一般会計補正予算（第9号）
- 日程第13 議案第11号 令和3年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第14 議案第12号 令和3年度玉村町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議案第13号 令和3年度玉村町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第16 議案第14号 令和3年度玉村町介護予防サービス事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第17 議案第15号 令和3年度玉村町下水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第18 議案第16号 令和4年度玉村町一般会計予算
- 日程第19 議案第17号 令和4年度玉村町国民健康保険特別会計予算
- 日程第20 議案第18号 令和4年度玉村町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第21 議案第19号 令和4年度玉村町介護保険特別会計予算
- 日程第22 議案第20号 令和4年度玉村町介護予防サービス事業特別会計予算
- 日程第23 議案第21号 令和4年度玉村町水道事業会計予算
- 日程第24 議案第22号 令和4年度玉村町下水道事業会計予算
- 日程第25 議案第23号 町道路線の認定について

日程第 26 議案第 24 号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について

日程第 27 議案第 25 号 群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（13人）

1番	羽 鳥 光 博 君	2番	堀 越 真由子 君
3番	松 本 幸 喜 君	4番	新 井 賢 次 君
5番	小 林 一 幸 君	6番	月 田 均 君
7番	備前島 久仁子 君	8番	三 友 美惠子 君
9番	高 橋 茂 樹 君	10番	浅 見 武 志 君
11番	宇津木 治 宣 君	12番	笠 原 則 孝 君
13番	石 内 國 雄 君		

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町 長	石 川 眞 男 君	副 町 長	古 橋 勉 君
教 育 長	角 田 博 之 君	総 務 課 長	萩 原 保 宏 君
企 画 課 長	大 堀 泰 弘 君	税 務 課 長	丸 山 智 志 君
健康福祉課長	岩 谷 孝 司 君	子ども育成課長	中 野 利 宏 君
住 民 課 長	齋 藤 善 彦 君	環境安全課長	高 柳 功 君
経済産業課長	齋 藤 恭 君	都市建設課長	高 橋 茂 君
上下水道課長	金 子 忠 雄 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	舛 田 昌 子 君
学校教育課長	根 岸 真早子 君	生涯学習課長	宇津木 雅 彦 君

事務局職員出席者

議会事務局長	田 村 進	庶務係兼 議事調査係長	岡 部 敦
庶務係兼 議事調査係	重 田 智 美		

○議長挨拶

◇議長（石内國雄君） 着席願います。おはようございます。

令和4年玉村町議会第1回定例会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

新型コロナウイルスのオミクロン株による感染が全国各地に拡大し、なかなか収束する兆しが見えない中、玉村町では昨年12月より、3回目のワクチン接種が始まりました。医療従事者の皆様をはじめ、関係各位のご努力とご協力に対し、感謝を申し上げるとともに、一日も早い接種の実施と感染の収束を願うところであります。

さて、令和4年玉村町議会第1回定例会が招集されましたところ、議員各位におかれましては、感染症の拡大により、日々の暮らしに不安が広がる中、ご参集いただきましたことに対し、厚くお礼を申し上げます。

今定例会は、令和4年度の玉村町の諸施策を展開する上での根拠となる条例や予算等の議案を審議していただく大変重要な議会であります。開会后には、町長から令和4年度の玉村町の町政運営の基本的な考え方となる施政方針が表明され、併せてその施政方針を実現するために必要となる諸施策や予算等に関する重要な議案についても詳細な説明がなされるものと思います。議員各位におかれましては、住民の負託に応えるため、各議案に対しあらゆる角度から慎重な審議を尽くされ、適正にして妥当な議決が得られますようお願いいたします。

また、今定例会には10名の議員から一般質問の通告がなされておりますが、充実した議会となりますよう活発な議論を期待するところであります。議員並びに町長をはじめ執行各位におかれましては、会期長き定例会となりますので、体調管理、感染症対策にも十分留意され、臨まれますようお願い申し上げます。挨拶といたします。



○表彰の伝達

◇議長（石内國雄君） ここで、開会の前に表彰状の伝達を行います。

去る2月17日に開催されました群馬県町村議会議長会の定期総会において、全国町村議会議長会長から三友美恵子議員に全国町村議会議長会自治功労者表彰特別表彰が授与されましたので、ここでこの表彰状の伝達を行いたいと思います。

三友美恵子議員、演台の前にお進みください。

[8番 三友美恵子君、演壇の前へ進む]

表 彰 状

群馬県町村議会議長会前副会長 三友 美恵子 殿

あなたは町村議会議員として議会の運営及び地域の振興発展に貢献された功績は特に顕著であります。

よってここにこれを表彰します。

令和4年2月8日

全国町村議会議長会会長 南 雲 正

〔拍 手〕

◇議長（石内國雄君） それではここで、全国町村議会議長会自治功労者表彰特別表彰を受賞された三友議員よりご挨拶をいただきたいと思います。

〔8番 三友美恵子君登壇〕

◇8番（三友美恵子君） 皆さん、おはようございます。ただいま全国町村議会議長会自治功労者表彰特別表彰を承りました。

玉村町議会議員として身に余る光栄と感謝しております。これもひとえに玉村町民の皆様、同僚議員の皆様、町長、町職員の皆様のご支援とご協力のおかげと深く感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症は、いまだに収束には至らず、また地球温暖化による気候変動、最近ではロシアによるウクライナ軍事侵攻と、私たちの身の回りは目まぐるしく変化しています。不安ばかりが募る現状ではありますが、町民福祉の向上、「暮らすなら、ここがいい。」を目指し、さらなる玉村町の発展のため、より一層の努力をしてみたいと思っております。

今後も皆様のご指導、ご鞭撻のほどをよろしく願いいたします。皆様に受賞の御礼を申し上げまして、私の挨拶といたします。

ありがとうございました。（拍手）

◇議長（石内國雄君） この際ですので、議員を代表してお祝いを申し上げます。

三友議長におかれましては、昨年10月22日までの2年間、玉村町議会議長として、また群馬県町村議会議長会副会長としての重責を担われ、これまで長きにわたり地方自治の発展と住民福祉の増進のために、ご尽力をいただきましたことが認められたものであり、心からお祝いを申し上げます。誠におめでとうございました。

以上をもちまして、表彰の伝達を終わります。

◇議長（石内國雄君） 休憩いたします。9時20分より再開いたします。

午前9時7分休憩

◇

○開会・開議

午前9時20分開会・開議

◇議長（石内國雄君） 開会いたします。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより令和4年玉村町議会第1回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。



○日程第1 諸般の報告

◇議長（石内國雄君） 日程第1、諸般の報告を申し上げます。

初めに、監査委員から、地方自治法第199条第9項の規定による定期監査報告が、また同法第235条の2第3項の規定による例月出納検査報告が議長に提出されております。12月から2月に実施されました監査・検査の結果につきましては、お手元に配付したとおりであります。



○日程第2 会議録署名議員の指名

◇議長（石内國雄君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、玉村町議会会議規則第127条の規定により、9番高橋茂樹議員、10番浅見武志議員の兩名を指名いたします。



○日程第3 会期の決定

◇議長（石内國雄君） 日程第3、会期の決定について。

本定例会の会期につきましては、去る2月22日、議会運営委員会を開催し、審査をしておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

高橋茂樹議会運営委員長。

〔議会運営委員長 高橋茂樹君登壇〕

◇議会運営委員長（高橋茂樹君） おはようございます。令和4年玉村町議会第1回定例会が開催されるに当たり、去る2月22日午前9時より役場4階会議室において議会運営委員会を開催し、議事日程を作成いたしましたので、ご報告申し上げます。詳細につきましては、お手元に配付してあるとおりでございます。

会期は、本日から3月16日までの16日間といたします。

今定例会に町長から提案される議案は、23議案を予定しています。

概要につきましては、まず日程1日目の本日は、町長から令和4年度の施政方針が示されます。

次に、議案第3号及び議案第4号についてそれぞれ提案説明があり、質疑、討論、表決を行います。

続いて、議案第5号から議案第7号までの3議案について一括提案説明があり、それぞれ質疑、討論、表決を行います。

次に、議案第8号及び議案第9号についてそれぞれ提案説明があり、質疑、討論、表決を行います。

次に、議案第10号から議案第15号までの令和3年度補正予算関係6議案について一括提案説明があり、それぞれ質疑、討論、表決を行います。

次に、議案第16号から議案第22号までの令和4年度予算関係7議案について一括提案説明があ

り、総括質疑の後、予算特別委員会を設置し、付託を行います。

次に、議案第23号から議案第25号までの3議案についてそれぞれ提案説明があり、質疑、討論、表決を行い、散会となります。なお、本会議散会后、予算特別委員会が開催され、正副委員長の選出を行います。

日程2日目は、休会とします。

日程3日目は、総務経済常任委員会が開催されます。

日程4日目は、民生文教常任委員会が開催されます。

日程5日目、6日目は、土曜日、日曜日のため休会とします。

日程7日目は、午前9時開議、一般質問を行います。質問者は5人です。

日程8日目は、午前9時開議、一般質問を行います。質問者は5人です。

日程9日目は、休会とします。

日程10日目は、予算特別委員会が開催され、総務経済常任委員会所管の歳入歳出質疑が行われます。

日程11日目は、中学校卒業式のため休会とします。

日程12日目、13日目は、土曜日、日曜日のため休会とします。

日程14日目は、引き続き予算特別委員会が開催され、民生文教常任委員会所管の歳入歳出質疑を行い、予算特別委員会としての討論、表決を行います。

日程15日目は、事務整理のため休会とします。

日程16日目は、最終日となり、午前11時から議会運営委員会が開催され、午後1時30分から全員協議会が開催されます。その後、本議会を午後2時30分に開議し、予算特別委員会に付託された議案第16号から議案第22号までの7議案について、委員長の審査報告の後、質疑、討論、表決を行います。

続いて、各委員長より開会中における所管事務調査報告と閉会中における所管事務調査の申出を行い、閉会を予定しております。

以上申し上げたとおり、効率的かつ円滑な議会運営ができますよう各位のご協力をお願い申し上げます。報告といたします。

◇議長（石内國雄君） 以上で議会運営委員長の報告を終了いたします。

お諮りいたします。

令和4年玉村町議会第1回定例会の会期は、議会運営委員長から報告のありましたとおり、本日から3月16日までの16日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から3月16日までの16日間とすることに決定いたしました。

◇

○日程第4 町長施政方針

◇議長（石内國雄君） 日程第4、町長施政方針について。

これより施政方針について町長の報告を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） おはようございます。令和4年度施政方針を報告させていただく前に、一言ご挨拶申し上げます。

一昨年から世界中が新型コロナウイルス感染症の脅威に翻弄され、国内においても住民生活や社会経済活動は、これまで経験したことのない甚大な影響を受け続けてきました。昨年末近くには、感染が収束に向かったかと思われましたが、年明けから感染力の強いオミクロン株による第6波が急拡大し、群馬県においてもまん延防止等重点措置が1月21日から2月13日まで適用されました。その後も感染が収まらず、3月6日まで延長となっております。

現在、新規感染者数は若干減少傾向にありますが、いまだ先行きが見通せず、予断を許さない状況が続いております。町では、既に3回目となるワクチン接種を開始しておりますが、町民の皆様にごできるだけ速やかにワクチン接種が行えるよう、国や県、医師会や医療機関等と連携しながら、着実に接種を進めてまいりますので、議員各位には引き続きご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

また、皆さんもご存じのとおり、2月24日にロシア軍によるウクライナへの侵攻が始まり、首都キエフなどの複数の軍事施設が空爆され、集合住宅にもロケット弾が着弾するなど、民間人にも死傷者が出ている状況です。当然ながら、武力行使は断じて認められるものではなく、公然と国際法を犯したロシアに対し、日米欧は一斉に侵攻を非難しました。国連のグテレス事務総長も、涙をにじませながら戦争の中止を訴えるなど、攻撃にさらされる罪なき市民を思うと悲しみに耐えられません。国際法に背く力による現状変更は断じて許されるものではなく、主権国家を武力によりねじ伏せ、属国化させようとするロシアの行為を許すことになれば、世界全体の秩序が根底から覆ることになります。国際社会は結束し、断固とした措置を取るべきだと強く思っているところです。

さて、このたび、三友美恵子議員におかれましては、全国町村議会議長会における自治功労者表彰特別表彰を受賞されました。長年にわたる町議会議員としてのご功績が認められたものであり、心からお祝いを申し上げます。誠におめでとうございます。今後ともますますご活躍されますことをご祈念申し上げ、お祝いの言葉といたします。

それでは、令和4年度施政方針を申し上げます。令和4年玉村町議会第1回定例会の開会に当たり、令和4年度の町政運営に対する方針及び予算の大要につきまして所信を申し述べ、町民の皆様並びに議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げる次第であります。

私が町長という重責を担わせていただいてから、早いもので3年目の春を迎えようとしております。この間、町民並びに議員の皆様方には、多大なるご指導と、温かいご支援、ご協力を賜り、改めて厚くお礼申し上げます。

私は、町長就任時、この場において、「町民本位の町づくり」のため、一部の奉仕者ではなく、全体の奉仕者として、全力で邁進することを約束し、所信を申し述べさせていただきました。任期の折り返しを迎え、3年目となる令和4年度も、その歩みを止めることなく、一步一步着実に、前に向かって、未来に希望をつなぐ「町民本位の町づくり」を推し進めていきたいと思っております。

そのためにも、議員各位と意思疎通を密にし、職員と一丸となって引き続き全力を挙げて町政運営に取り組んでいく所存でありますので、より一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。

さて、昨年を振り返りますと、一昨年来、世界各国に猛威を振り続けている新型コロナウイルスが、変異を繰り返しながら今なお感染者を増発し、我が国においても医療提供体制が逼迫するほか、国民生活や社会経済活動にも多大な影響を及ぼし続けており、100年に1度の危機とも言われる未知のウイルスとの闘いに、手探りで対応が続くという、まさにその対応に翻弄される1年でありました。昨年末頃には一時的に感染者が減少し、収束も近いものと期待をしておりましたが、今年に入ってから感染力が非常に強いオミクロン株の感染者が急増し、本県でも「まん延防止等重点措置」が適用されるなど、日々の暮らしにおいて深刻な事態は依然として変わらず、いまだ収束の見えない状況が続いております。

これらに対応すべく、本町においても、町民生活の支援や地域経済の後押しにスピード感を持って取り組んでまいりましたが、今なお感染者が後を絶たない状況の中、町民の皆様には、引き続き、感染防止対策にご協力をいただいていることに、心から感謝申し上げますとともに、医療従事者の皆様やエッセンシャルワーカーの皆様も、感染リスクを背負いながら、「国民の健康と命を守る」という使命をもって、日々の業務に取り組まれているその姿勢に、この場をお借りして、改めて深く感謝と敬意を表する次第であります。

このような状況の中、現在、本町では、コロナ克服に向けて、当初の予定を前倒しして3回目のワクチン接種を進めております。これまでの経験を踏まえて、ワクチン接種を希望される方々がよりスムーズに予約できるようLINEでの予約のほか、コールセンターの設置や集団接種の充実など体制を見直すとともに、ワクチンの確保や医療機関との調整に、職員も日夜全力を尽くしているところであります。今後も引き続き、平穏な日常を取り戻せるよう早急なワクチン接種の推進に全力で取り組んでまいります。

こうした厳しいコロナ禍にあって、令和の新たな時代も早いもので4年目を迎えました。我が国では、少子高齢化の急速な進行によって人口減少社会にある中、地方創生の名のもと、限られた人口を呼び込もうとする地域間の競争が激しさを増しております。一方、これまで恵まれた立地条件などから人口急増により発展を遂げてきた本町においても、今では、かつて経験したことの無い急激な人口

減少と少子高齢化に直面しております。中でもピーク時には3,200人いた小中学生の子どもたちも、その半分まで落ち込む事態に陥っているのが現状であります。

この難局を乗り越え、先人が築き上げてきた「ふるさとたまむら」を次の世代にしっかりと引き継いでいくことが、私に課せられた最大の使命であると捉え、地方創生の深化に向けて、「問題を先送りしない」という信念を持って、「たまむらの未来を担う人づくり」や「本町の持続的な発展を牽引する企業誘致」など「未来への投資」に果敢に挑戦し、力強く推し進めてまいります。

そして、新しい未来に希望をつなぐまちづくりの足かけを築いていくため、今後においては、持続可能な開発目標であるSDGsの理念を取り入れながら、誰一人取り残さない持続可能で魅力あるまちづくりを町民の皆様とともに一丸となって進めていきたいと思っております。

これから新年度を迎えるに当たり、私は、そうした思いを胸に、改めて初心に立ち返り、心新たに不退転の決意で、町民本位の町政運営に全身全霊で取り組んでまいり所存でありますので、重ねて、より一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。

それでは、令和4年度の町政運営の基本方針とその概要についてご説明いたします。

現在、国においては、医療提供体制や検査体制の確保、ワクチン接種の促進、感染防止対策の徹底により、コロナ克服に万全を期すとともに、コロナ後の新しい社会を見据え、「成長と分配の好循環」と「コロナ後の新しい社会の開拓」をコンセプトとする新しい資本主義の実現に向けた戦略を国主導で推進し、安全・安心を確保する防災・減災、国土強靱化、2050年カーボンニュートラルを目指すグリーン社会の実現、デジタル時代にふさわしい効果的な人材育成・質の高い教育の実現を図るためのデジタル化の推進、人づくり革命における子育て支援や賃上げの促進、地方活性化に向けた基盤づくりなど、「分配なくして次の成長なし」とする岸田内閣の指針に基づき、成長戦略における成長の果実をしっかりと分配することで、次の成長を実現する全ての世代が支え合う持続可能な全世代型社会保障制度の構築を柱とした分配戦略を推進するとしております。

一方、財政健全化に向けては、コロナ対策への巨額な投資により国の債務超過が過去最大の665兆円にも上るという状況の中、2025年度の国と地方を合わせた基礎的財政収支、いわゆるプライマリーバランスの黒字化を目指すとし、これまでと同様の歳出改革努力を継続することから、経済再生と財政健全化の両立に向けて、引き続き、厳しい財政運営を強いられることが避けられない状況となっております。

このように、国・地方を通じて厳しい状況下にあって、本町の財政状況は、令和2年度決算で見ると、プライマリーバランスについては、平成29年度以降黒字を確保しておりますが、財政構造の弾力性を示す経常収支比率については改善傾向にはあるものの、令和2年度決算では、90.9%と依然として高い状況が続いており、政策的経費や臨時的な財政需要に対して十分に余裕のない、いわゆる硬直化した財政構造となっているのが現状であります。

こうした中、本町では、直面する新型コロナウイルス感染拡大という未曾有の事態に対処するため、

町民生活と地域経済を守ることを最優先に、積極的な財政出動を重ねながら、スピード感を持って様々な対策を講じてきたのはご案内のとおりであります。

しかしながら、オミクロン株による感染者が急増し、いまだ収束が見通せない状況下においては、感染症の様々な影響が今後も相当期間継続するものと想定し、引き続き、国の施策と歩調を合わせながら、機動的な財政出動により、適宜的確な対策を講じていく必要があります。

そして、本町の「持続的な発展と魅力あるまちづくり」のためには、町民生活の安全・安心の確保をはじめ、超高齢社会への対応、子育て支援や教育環境の充実、産業振興や地方創生への取組など、これまで以上に力強く推し進めていく必要があります。さらに、少子高齢化に伴う社会保障関連経費の増加をはじめ、特に、少子化対策では、若い世代への子育て支援や教育環境の充実はもとより、長寿社会を見据えた福祉施策、災害対策や公共施設の老朽化への対応など、山積する行政課題を着実に解決し、質の高い行政サービスを次世代に引き継ぐためには、将来にわたり持続可能な行財政運営に努めていく必要があると考えております。

また、令和3年度は、「第6次総合計画」の初年度として、町が目指す新たな将来像の実現に向けたスタートを切る重要な1年でもありました。2年目を迎える本計画では、これからのまちづくりの柱となる「6つの重点目標」について、これまで培ってきた経験を生かしつつ、ポストコロナの持続的な成長基盤として国が示す4つの原動力「グリーン化」、「デジタル化」、「地方の活性化」、「子ども・子育て支援」との歩調を図りながら、ウィズコロナ時代を勝ち抜くための「ニューノーマル」の視点も踏まえた上で、各施策の着実な取組を推進していかなければなりません。

このような観点から、令和4年度の予算編成に当たっては、コロナ禍に伴う町民の暮らしや価値観の変化を敏感に捉えながら、地域経済の回復はもとより、グリーン社会の実現やデジタル化の加速、たまむらならではの地方創生など、ポストコロナを見据えた諸施策に引き続き取り組むとともに、本町がこれまで重点施策として進めてきた子育て支援や教育環境の充実をはじめ、長寿社会を見据えた地域福祉、防災・減災対策、賑わいを創出する未来への投資などの取組については、「将来にわたり持続的に成長できるまち」を目指して、引き続き、推進していけるよう配慮いたしました。

これらの考えに基づき編成した令和4年度の予算は、引き続き、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と社会経済活動の両立を図りながら、昨年4月からスタートした「第6次総合計画」において、町が目指す将来像「暮らすなら、ここがいい。」を実現すべく編成いたしました。

具体的には、まちづくりの柱となる「6つの重点目標」を着実に推進するとともに、「将来にわたって持続可能な行財政運営」を堅持するという必要性に鑑み、緊急度、優先度を踏まえた「歳出の重点化」と中長期的な視点から安定的な税収基盤の確立に向けた「未来への投資」を基本として、「新型コロナウイルス感染症対策の徹底」、「防災・減災の強靱なまちづくりの推進」、「人生100年時代の長寿社会を見据えた地域福祉の推進」、「賑わいを創出する未来への投資」、「子どもの未来に希望をつなぐ環境づくりの推進」、「コロナ禍でも子どもたちの学びを保障する教育の推進」、「地

方創生・総合戦略」の全7分野に予算の重点配分を行いました。特に、若い世代の育児と仕事の両立をサポートし、「たまむらの未来を担う人づくり」を進めるため、「子育て支援や教育環境の充実」をはじめ、人生100年時代の長寿社会を見据えた「高齢者の健康づくり」、地方創生の深化に向けた「SDGsの推進」、「本町の持続的な発展を牽引する産業振興」など「未来への投資」は、積極的な取組が進められるよう重点的な予算配分を行いました。

その結果、一般会計予算の総額は、116億9,000万円、対前年度比0.1%の減となりましたが、財源確保が極めて厳しい状況の中、町民生活や地域経済回復の後押しにしっかりと向き合い、これまでの行政サービスの水準を後退させることのないよう、コロナ克服と収束後の社会、地方創生を見据えた「新しい未来に希望をつなぐ予算」として、編成を行いました。

また、国民健康保険特別会計をはじめとする4つの特別会計の予算総額は、64億3,575万7,000円、水道事業会計及び下水道事業会計の2つの企業会計の予算総額は、27億9,016万2,000円となり、一般会計を含めた全会計における予算総額は、対前年度比1.2%増の209億1,591万9,000円となりました。

各会計の詳しい内容につきましては、それぞれの予算案の中でご説明させていただきます。

今後においても、当面の間、コロナ禍への対応に追われることが予想されますが、コロナ禍に踏みとどまることなく、町民の皆様の笑顔が未来への活力を生み出し、そして、玉村町の未来を創るという思いで、コロナ収束と町内経済再生に向けて、ちゅうちょすることなく必要な財政支援を行いながら、緊張感、スピード感を持って諸施策に取り組んでいくことを約束し、令和4年度の町政運営に当たってまいります。

それでは、「第6次総合計画」の「6つの重点目標」に沿って、主な取組についてご説明いたします。

まず、重点目標①として、「「わざわい」から生命と財産をまもる」について、ご説明申し上げます。

初めに、直面する喫緊の課題である「新型コロナウイルス感染症」への対応です。

新年度では、コロナ禍で疲弊した社会から、町民の皆様が安心して過ごせる日々を取り戻すため、引き続き、「町民の暮らしと地域経済を守る」ことを最優先に、「感染拡大防止」、「町民生活の安定化」、「地域経済の回復」を3つの柱として、立ち止まることなく、コロナ克服と収束後の社会を見据えた戦略的な事業展開を図ってまいります。

具体的には、「新型コロナウイルス感染症対策の徹底」として、まず、感染拡大防止対策では、コロナ克服に向けて3回目となるワクチン接種を力強く推し進めるほか、マスクや消毒液等の基本的な感染防止対策の備えや、感染者が発生した町内業者が行う施設内の消毒等の緊急安全対策を支援するとともに、万一、学校等の子どもに関わる施設において感染者が発生した際には、感染拡大防止対策として拡大PCR検査を実施してまいります。

また、町民生活の支援では、長引くコロナ禍の影響により、住民税非課税相当まで家計が急変した世帯を応援するため、1世帯当たり5万円を給付するとともに、低所得世帯の子ども1人当たり2万円の商工会商品券を交付するほか、コロナ禍で広がる子どもの産み控えの対策とともに、子育て世代の応援として、新生児1人当たり3万円の商工会商品券を交付し、町内経済活性化の後押しにつなげてまいります。

加えて、万一、新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者等になった方々が、県在宅支援センターの支援の対象外になってしまい、家族や友人等から買い物の協力が得られず、支援が必要となった際には食料等の支援を行うとともに、長引くコロナ禍における「生理の貧困」への支援として、経済的に逼迫する生活困窮世帯に、生理用品の無料配布を行ってまいります。

教育面においては、生活支援が急務となっている就学援助費受給世帯の中学校3年生の子ども1人当たり高校進学準備金として、5万円を給付するとともに、コロナ禍で再び休校になっても学びを保障する1人1台のタブレット端末の効果的な活用を図るため、子どもたちが日常的にICTを活用できるクラウド型デジタル教材を小学校に導入して実践研究するほか、在宅での学びを保障するWi-Fiモバイルルーターの貸出し支援を行ってまいります。

町内事業者の支援では、事業者の経営維持・継続を支援するため、コロナ禍の影響を受けた事業者に対する緊急経済対策資金として制度融資を継続するとともに、売上げが減少した小規模事業者には、新たに10万円を支援してまいります。また、農業者の支援では、コロナ禍の影響により、市場価格の低迷等が懸念される「田園都市たまむら」ならではの麦について、次期作に前向きに取り組む生産者を支援し、新たな需要喚起につなげるため、麦種子購入のための一部助成を行ってまいります。

さらに、コロナ禍に伴う緊急経済対策として、町内事業者への発注を条件とした住宅等リフォーム支援事業を実施し、地域経済回復の後押しを推進してまいります。

これらのほか、新型コロナウイルスに対する忌避意識から、感染者やその家族等が不当な差別、誹謗中傷を受ける事案が後を絶たないことから、「STOP! コロナ差別対策運動」を継続するとともに、感染拡大の影響等により、内定取消しとなった学生や離職者等を優先に、会計年度任用職員として緊急雇用を行ってまいります。また、国の「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」として、新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線で働く民間事業者の保育士や幼稚園教諭、放課後児童支援員等の賃上げによる処遇改善を図ることで、事業継続と人材確保のための支援を行うとともに、民間事業者との賃金格差の均衡を図るため、公立の保育関連施設で働く会計年度任用職員の処遇改善も併せて行ってまいります。

次に、防災・減災対策及び消防体制の充実です。近年、大型化している台風をはじめ、集中豪雨や記録的な猛暑、頻発化する地震など、全国各地で自然災害が激甚化し、かつ広域化していることから、平時からソフト、ハードの両面において万全の備えを行うことが重要であると認識しております。そのような大規模な自然災害から「町民の生命と財産」を守るとともに、被害の低減を図り、災害に強

いまちづくりを推進するため、「玉村町国土強靱化地域計画」に基づき、諸施策に積極的に取り組んでまいります。

まず、頻発化し激甚化する大規模な自然災害に柔軟に対応するため、地域防災力の向上を目的に策定した「消防団再編実施計画」における第1期再編の1か所目となる第9分団及び第10分団の統合を行うことから、統合後の活動拠点となる上陽分団詰所を建設するとともに、統合後の上陽分団の消防力強化を図るため、2台目となる軽可搬式消防ポンプ自動車を導入するほか、第1期再編の2か所目となる第3分団及び第4分団の統合を進めることから、南分団詰所建設に向けて、実施設計に着手してまいります。

また、各避難所施設における防災備蓄倉庫の防災用非常食や資機材等について、平時における備蓄品の充実を図るほか、災害等により、生活に不可欠な上水道が長期の断水状態になった際に、浄水場や前橋市との相互応援連絡管から離れた芝根地域に生活雑用水を確保するため、非常災害時の避難所となる芝根小学校に「防災井戸」を整備するとともに、大規模自然災害が頻発化する中、見直しが行われた浸水想定区域や警戒レベル、マイ・タイムライン等の避難情報を反映した新たな「総合防災マップ」を作成してまいります。加えて、平時の備えとして、万一、大規模地震が発生した際に、被災した建築物が、その後の余震等による倒壊や物の落下等により、人命に危険を及ぼす二次災害を引き起こすおそれがあるため、被災時の危険度判定作業が円滑に行えるよう、「被災建築物応急危険度判定街区マップ」の作成を行うとともに、判定用資機材の備蓄品について計画的に充実を図ってまいります。

さらに、SDGs推進の観点からも、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、環境に優しい新エネルギー導入の推進として、家庭における温室効果ガスの排出を抑制し、災害時の停電に備えるため、太陽光発電システム設置の補助要件を拡充するほか、蓄電池設備の設置費の一部助成を新たに行うとともに、地震等の災害から町民の生命、身体及び財産を守るため、道路等に面する倒壊のおそれのある危険ブロック塀等の撤去費の一部助成を新たに行うなど、町民と行政が一丸となって取り組む「防災・減災の強靱なまちづくり」の推進を図ってまいります。

次に、防犯体制の充実では、防犯カメラやLED防犯灯の適切な維持管理、新規設置のほか、地域における自主防犯組織の活動を積極的に支援し犯罪抑止を図るとともに、依然として高齢者等を狙った悪質な振り込め詐欺などの犯罪が後を絶たない状況にあることから、特殊詐欺等被害防止対策として、防犯機能を備えた電話機等の購入助成を引き続き行ってまいります。

次に、交通安全対策の充実です。地元区から要望が高いカーブミラーや区画線、路面標示等の充実を図るとともに、緊急安全点検により不具合が見つかったカーブミラーへの対応など、交通安全施設の充実に努めてまいります。また、高齢ドライバーによる交通事故の未然防止を図るため、65歳以上の高齢運転者を対象に運転免許証を自主返納しやすい環境づくりを引き続き推進してまいります。

続きまして、重点目標②として、「子どもを育て未来をつくる」について、ご説明申し上げます。

まず、子育て支援環境の整備充実です。コロナ禍において、全国的な子どもの出生数のさらなる減少が懸念される中、少子化対策は喫緊の課題であり、町を挙げて子育て世代を全力で応援するため、「親が働きながら子どもを安心して産み育てられる環境づくり」を積極的に進めてまいります。

本町では、これまでに、子育てしやすい環境づくりのため、保育所及び放課後児童クラブの待機児童解消対策として、新規保育所の誘致や余裕教室等を活用した学校施設内での放課後児童クラブの開設により受け皿の整備を進めてきました。

しかしながら、保育現場では、コロナ禍と相まって保育士の人材不足が深刻な状況に陥っているのが現状です。そのため、保育を必要とする全ての子どもたちが入所できるよう待機児童対策に継続的に取り組む必要があることから、新年度では、子どもの年度途中の入所を見据え、あらかじめ基準を超えて年度当初から保育士を確保し、子どもの受け皿の拡充を図った民間保育事業者に新たに補助金を交付し、事業の継続を支援することで、待機児童ゼロを継続的に進められるよう受け皿の確保に努めてまいります。

また、昨年4月から議員の皆様方にご理解をいただいて、子育て支援のさらなる充実として実施している国の基準では幼児教育・保育無償化制度の対象とはならない保育所、幼稚園等の「第2子保育料及び副食費」の無償化を継続し、子育て世代の経済的な支援を積極的に行うことで、子どもをもっと持ちたいと望むカップルの希望をかなえるとともに、広く若い共働き世帯の転入や定住を促進し、人口増加と安定的な税収確保を目指してまいります。

加えて、子どもの貧困対策では、子どもの成長を社会全体で支えるため、「子ども食堂」や「学習支援」に取り組む民間活動がより広がるよう積極的に支援するとともに、ひとり親家庭の小学生の子どもを対象とした無料学習支援を引き続き実施し、町の未来を担う全ての子どもたちが笑顔で夢と希望を持って健やかに成長できるよう支援してまいります。

また、児童虐待問題では、依然として深刻な虐待事件が後を絶たず、社会全体で取り組むべき重要な課題となっているため、関係機関と連携し、虐待通告や相談に対してリスクレベルに応じた継続的かつきめ細やかな支援、見守り体制を強化し、問題を抱えている子育て世帯への迅速かつ適切な対応を行ってまいります。

さらに、「国際教育特区」である本町の魅力を高めるため、町内全ての保育所や幼稚園等において、子どもたちが外国人講師と楽しく遊びながら英語に親しむ機会を提供し、子どもの頃から英語に触れる環境の底上げを図ることで、保育の質の向上及び英語教育活動の充実に努めてまいります。

なお、小中学生の給食費一部免除、ファミリー・サポート・センターによる病児・病後児預かり利用料の一部助成の拡充のほか、就学援助費については、支給基準の見直しを行い、対象世帯の拡充を図るなど、今後においても、子育て世代の育児と仕事の両立をサポートする切れ目のない支援により、若い世代が安心して子どもを産み育てられる環境づくりを進めるとともに、若い世代を町に呼び込み、子育て世代から「住みたいまち」として選ばれる環境づくりを進めてまいります。

次に、教育環境の整備充実です。コロナ禍で教育を取り巻く環境は大きく変化し、子どもたちとの向き合い方に難しさが増す中、本町の教育発展と未来を担う人づくりを進めるため、教員の人材育成をサポートする幅広い教育的知見を持った「キャリア・サポート・スタッフ」を配置してまいります。また、教員の事務作業を補助する「スクール・サポート・スタッフ」及び中学校における「部活動指導員」の配置など継続的な人的支援により、教員がきめ細やかな指導ができるよう子どもたちと向き合う時間を確保し、教員の多忙化解消対策にもつなげていきたいと考えております。

加えて、生徒にとって望ましい持続可能な部活動と学校現場の働き方改革の実現に向けて、休日の部活動の段階的な地域移行や合同部活動等の推進に関する実践研究を行ってまいります。

一方、児童生徒の学び方改革の推進では、今回の感染拡大のような事態が生じて、学びの継続を確保できるオンライン教育のニーズが高まっていることから、国が進めるGIGAスクール構想の推進と歩調を合わせ、これからの時代に不可欠となる1人1台のタブレット端末の効果的な活用に必要な指導者用デジタル教科書等の教材充実を図るとともに、コロナ禍でも学びを保障するオンライン学習を一層推進してまいります。

学校施設の整備充実では、竣工から35年が経過する老朽化した南中学校のトイレ環境を改善し、学校施設の質的向上を図るため、実施設計に着手してまいります。

外国人子女の支援では、日本語の習得が必要な外国籍の子どもたちの増加に伴い、小学校では中央小学校、中学校では南中学校を日本語教室の拠点として、きめ細やかな指導の充実を行っております。今後は、県立女子大生との連携をさらに深め、子ども一人ひとりの状況に応じた適切な支援体制の充実を図ってまいります。

不登校の問題では、ふれあい教室による一人ひとりの気持ちに寄り添った教育支援を行うとともに、通級教室では、特別な支援を要する子どもたちの増加に伴い、本教室での幼児対応に加え、小学生は玉村小学校、中学生は玉村中学校に拠点を置き、それぞれの発達段階に応じたきめ細やかな指導及び支援の充実を図ってまいります。

続きまして、重点目標③として、「元気に年を重ねられる町をつくる」について、ご説明申し上げます。

まず、地域福祉、高齢者福祉、障がい者福祉の充実です。人生100年時代の長寿社会を見据え、「高齢者になっても、いつまでも健康で暮らせるまちづくり」を目指し、生涯にわたり元気で生き生きと安心して暮らすことができるよう、「高齢者の健康づくり」を核とした健康寿命の延伸対策、フレイル予防、健康づくりのための環境整備、社会参加の促進など、地域ぐるみで健康長寿に向けた取組を強化してまいります。

また、障がい者の日常生活の支援や医療的ケアの促進をはじめ、地域の支え合い・助け合い、あらゆる世代の活躍の場づくり、多様な就労機会の確保、8050問題やひきこもり、ダブルケア、ヤングケアラーへの対応など、地域共生社会の実現に向けた取組をこれまで以上に進めてまいります。

新年度では、そのような地域共生社会の実現に向けて、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、介護、障がい、子ども、生活困窮といった分野ごとではなく「属性を問わない相談支援」、「参加支援」及び「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に行う「重層的支援体制整備事業」を創設し、先進的な取組とともに、全12のメニューで総合的に相談支援等のサービスを実施してまいります。

具体的には、医療・介護・保健・福祉の側面から高齢者を支える「地域の総合相談窓口」として、これまで介護保険特別会計で行ってきた「地域包括支援センター事業」を一般会計化し、機能強化を図り運営するとともに、「地域介護予防活動支援事業」及び「生活支援体制整備事業」についても同様に一般会計化を図ってまいります。

その「地域介護予防活動支援事業」のうち、「介護予防サポーター養成事業」では、介護予防に関する知識や技術を習得する講座を開催し、健康サポーターやフレイル予防サポーターなど多様な介護予防サポーターを養成するとともに、筋トレや居場所など地域で活躍する住民主体のボランティア活動を先進的に推進してまいります。

また、「ふれあいの居場所づくり事業」では、年齢や性別を問わず、地域住民の誰もが集い、地域の担い手として活躍できる交流の場として、居場所づくりを行い、筋トレなど高齢者の健康づくりを推進するとともに、生きがいや楽しみを通じて健康寿命の延伸に結びつけていけるよう輪を広げてまいります。

さらに、「生活支援体制整備事業」では、協議体を中心に住民主体の多様なサービスの創出を進めるとともに、高齢者に寄り添った地域の多様な主体による重層的なネットワークの構築や健康寿命の延伸、やりがいや生きがい、地域づくりを推進する取組を行ってまいります。

障がい福祉の増進では、「基幹相談支援センター」に専門資格を有する職員を配置し、障がい者に対する相談支援機能の強化充実を図るとともに、地域移行・地域定着の取組を推進するほか、障がいによって働くことが困難な障がい者の日中の活動をサポートする「地域活動支援センター」の機能を強化し、職員体制を整え、創作的活動や生産活動、地域交流など、地域に根差した生活支援の促進を図ってまいります。

子育て支援では、子育て世代が安心して子どもを産み育て、働くことができるよう妊娠・出産・子育てに関わる様々な相談に応じ、必要な情報、サービスの提供など、妊娠から子育てまでの切れ目のない支援を行う拠点として、「子育て世代包括支援センター」の充実を図ってまいります。

「生活困窮者自立支援事業」では、ハローワークや若者サポートステーションなどの外部機関と連携し、オンラインでの面接環境を整備するなど生活困窮者に対する自立支援や相談支援、就労支援などを積極的に行ってまいります。

「生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業」では、複雑化する地域課題に的確に対応し、生活困窮者を地域で支える体制の構築として、地域を巻き込み、住民パワーを活用した課題解決など、

住民同士が支え合う絆の深い共助の基盤づくりを行ってまいります。

「参加支援事業」では、「ひきこもり」など新たな社会問題の課題解決に向けて、既存の取組では対応できないはざまのニーズについて、就労支援や見守り、居住支援とともに、「ひきこもり家族会」の開催や、黄色い椅子を目印とした「なにもしなくていい居場所」の設置などを行い、社会とのつながりの回復に努めてまいります。

「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」では、コミュニティソーシャルワーカーの配置による総合相談窓口の充実とともに、アウトリーチ活動やローラー作戦により、支援を必要とする方々に継続的につながり続ける機能の構築を図ってまいります。

「多機関協働事業」では、複雑化する社会問題の課題解決に向けて、多職種連携・官民協働による持続的な支援体制の構築を図るとともに、困窮世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能の構築を図ってまいります。

以上が、重層的支援体制整備事業の概要となりますが、地域共生社会の実現に向けて、誰一人取り残さない「我が事・丸ごと」の本町ならではの先進的な取組を進めてまいります。

これらのほか、地域福祉の充実では、町内におけるフードバンクやフードドライブの取組が広がっていることから、NPO法人との連携により、SDGsの推進として食品ロスの削減を図るとともに、地域福祉の増進のため、様々な理由で食糧支援が必要となる生活困窮世帯等に対するフードバンク事業を展開してまいります。

高齢者福祉の充実では、コロナ禍によって外出の機会が減少し、フレイルのリスクも高まっていることから、身近な地域で自身の介護予防に取り組む「筋力向上トレーニング」をはじめ、「あおぞら体操」の推進や、健康相談・健康指導の充実など、高齢者が主体的に活動に取り組めるよう、「ふれあいの居場所づくり」における多種多様な活動を積極的に進めるとともに、民生委員の見守り活動などと連携しつつ、地域社会との「つながり」をしっかりと保ちながら高齢者が安心して暮らせるようサポートしてまいります。

また、掃除や洗濯等の支援が必要な高齢者の生活の多様な困り事の解決を図る住民主体のボランティア活動を新たに支援し、それら「活動の輪」が、より広がるよう事業の継続性を高めるとともに、ボランティアの生きがいの促進を図ってまいります。

さらに、「認知症サポーター養成事業」では、団塊の世代全てが75歳以上となる2025年までに、認知症サポーターの上級者となるオレンジサポーターによる「チームオレンジ」の配置が全市町村で求められており、先般、全国キャラバン・メイト連絡協議会における2021年度の優良活動事例として、「チームオレンジ上飯島第1」が、「チームオレンジ取組事例」部門で特別賞に輝きました。この特別賞は、認知症の人やその家族が交流を通じたメンバーによる声かけや見守りなど、地域を歩いて回る安全確認のボランティア活動の取組が高く評価されたもので、このような共助の輪が広がるよう、たくさんのサポーターを養成し、「チームオレンジ」の構築及び配置促進を図ってまいります。

ます。

障がい福祉の充実では、多岐にわたるサービスの需要が益々高まっており、特に、特別な支援を要する子どもたちの増加が顕著となっていることから、医療的ケアの充実を図るとともに、のびやか発達相談における心理相談員による個別相談や指導、保育所、幼稚園等への巡回相談などにより、幼児期から疾病等の早期発見に努め、保護者の育児不安の解消を図ることはもちろん、適切に医療や障がい福祉サービスへとつなげていくことにより、障がい者が、住み慣れた地域で、障がいのない人と同じように暮らし、自立して社会に参加できる共生社会の実現を進めてまいります。

次に、社会保障の充実では、国民健康保険及び後期高齢者医療特別会計の特定健診やしなやか健診をはじめ、受診結果に基づいた保健指導等の取組により被保険者の健康づくりを推進し、特別会計それぞれの保険医療制度の安定した運営を図るとともに、中学校卒業までの医療費無料化をはじめとする福祉医療制度の充実により、健康の保持及び増進を図ってまいります。

また、介護保険特別会計では、地域包括ケアシステムの深化に向けて、介護予防に重点を置いた多様なサービスや、協議体を中心とした生活支援の充実により、みんなで支え合う地域の基盤づくりを推進し、介護保険料の抑制にも努めていきたいと考えております。

次に、保健予防・健康づくりでは、各種検診の受診率向上に取り組むとともに、より多くの町民が常日頃から自らの健康に関心を持ち、主体的に生活習慣病の予防や改善、健康増進に取り組むことで、健康寿命の延伸につなげていけるよう、健康づくり推進協議会や食生活改善推進員協議会の活動をより活発化し、バランスの取れた食生活の実践や定期的な各種検診の受診、フレイル予防などの普及啓発活動に取り組んでまいります。

次に、地域医療の充実では、コロナ禍により医療提供体制も大きく変化していくことから、伊勢崎佐波医師会との連携により、町民誰もが安全・安心な診療が受けられるよう、引き続き休日及び夜間における小児医療を含む救急医療体制や、休日における歯科診療体制を確保するとともに、看護師養成所の支援を行ってまいります。

次に、生涯学習の推進です。地域における生涯学習活動の啓発及び推進を図るとともに、さわやか教室をはじめとする町民各種講座の開催など、時代の要請に応じた学習機会の提供を行ってまいります。

加えて、新年度では、人生100年時代を見据えた高齢者の健康づくりの推進として、群馬県長寿社会づくり財団と連携し、音楽を楽しみながら心身の若返りと認知症予防を図る「若返りリトミック講座」や心身ともに健康を推進する「タッピングタッチ講座」を開催してまいります。

また、バラボランティアの方々が育成する「ばら」の鑑賞機会の提供や、公民館利用団体の学習成果の発表の場として、「ばらまつり」や「文化センターまつり」を開催し、ボランティア活動の意欲向上と生涯学習活動の参加を促進するとともに、コロナ禍による閉塞感から笑顔で明るい未来に向かうよう、生きがいつくりと住民主体の活動の輪を広げていきたいと考えております。

次に、スポーツの振興です。町民誰もが、それぞれのライフステージに応じて、いつでも気軽にスポーツ・レクリエーション活動に取り組むことができるよう、スポーツ施設における環境整備の充実のほか、町民体育祭や町民スポーツ教室などに取り組み、町民の心身のリフレッシュと健康の保持増進を図ってまいります。

なお、町民体育祭では、ふれあいを合い言葉に「いつでも、どこでも、みんなで」できるスポーツ・レクリエーションに開催方法を見直し、町民誰もが参加し、体験できる形で、体力の向上・健康の保持増進に資する体育祭にしたいと考えております。また、町民スポーツ教室では、これからの長寿社会を見据えた高齢者スポーツ教室や健康づくり教室など多様なメニューで、町民の健康づくりと健康寿命の延伸につなげていきたいと考えております。

さらに、長寿命化改修工事が終了し、4月からリニューアルオープンする社会体育館では、トレーニングルームの空調設備をはじめ、シャワー室を設置するなど利便性の向上を図っておりますので、あらゆる世代のたくさんの方々が健康づくりに利用していただけるよう、清潔で快適な利用環境の維持継続に努めてまいります。

次に、人権の尊重・男女共同参画の推進です。人権問題では、人権教育に関する啓発活動の充実を図るため、「守るべきは平和と人権、なくすべきは戦争と差別」について考える平和記念映画「いしづみ」の上映会を行うなど、町民一人ひとりが、人権に対する正しい知識と認識を深めていけるよう努めてまいります。

また、男女共同参画では、「ジェンダー平等を実現しよう」というSDGsの目標に向かって、性別にとらわれることなく、女性のキャリアと子育ての両立をはじめ、LGBTへの差別の排除や理解を促すための社会活動など様々な課題解決に向けて、講演会の開催や普及啓発活動に取り組んでまいります。

続きまして、重点目標④「生活しやすい環境をつくる」について、ご説明申し上げます。

まず、生活環境の充実では、スズメバチによる被害から町民生活を守るため、引き続き、巣の駆除費用の一部を助成してまいります。また、空き家対策では、適切に管理が行われていない空き家の自発的な除却を促進し、景観の向上や居住環境の改善など適正な管理を促すため、引き続き、除却費用の一部を助成してまいります。

次に、環境保全・環境共生の推進では、環境基本計画に基づき、社会情勢や環境課題の変化に適切に対応し、本町が目指すべき環境負荷の少ない持続可能な社会を実現するため、重点的に取り組む施策・SDGsを推進してまいります。

本町では、SDGsの理念に基づき、非常災害時における強靱化と脱炭素化社会に向けた取組の呼び水となるよう役場庁舎の空調設備の更新や照明のLED化に合わせて、環境負荷を抑制する太陽光発電及び蓄電池システム設備の導入を本年1月に完成させたところでございます。新年度では、家庭においても地球環境問題への理解を深め、環境に優しい再生可能エネルギーの導入を推進するため、

太陽光発電及び蓄電池システム設備の設置費の一部助成を行ってまいります。

次に、廃棄物処理体制の充実では、循環型社会を推進するSDGsの観点から、生ごみ処理機の購入助成や古紙類の集団回収及び拠点回収を引き続き推進するとともに、古着や雑古紙などのステーションによる回収の定着化により、資源化の促進を図るほか、クリーンセンターの老朽化に対応するため、引き続き、長寿命化改修工事を行ってまいります。

次に、河川の保全・公園緑地の充実では、誰もが安心して安全に利用できるよう適切な公園施設の維持管理を行うほか、北部公園ではトイレの洋式化を進めるとともに、地域における小規模な公園については、効果的な利活用を図るため、地域住民との協働管理を継続的かつ積極的に進めてまいります。

次に、土地利用の推進・市街地の形成です。賑わいを増す道の駅玉村宿では、一般利用者の増加や大型車による普通車枠への駐車により、駐車場不足が生じていることから、利用者の安全確保と利便性の向上を図るため、駐車場の拡張工事を2か年にわたり行ってまいります。

また、定住人口の増加を期待して住宅団地の造成を行った文化センター周辺まちづくり事業では、早期完売を目指し、たまむらならではの新しい街並みが形成されるよう分譲地を購入し定住していただく世帯に引き続き5万円の定住促進奨励金を交付してまいります。

さらに、新年度では、本町の知名度とブランド力を高め、活気あるまちづくりを推進するため、町の玄関口として立地環境に優れた高崎玉村スマートインターチェンジ周辺地区に、観光交流拠点となる商業施設が一体化した都市公園整備の可能性について、民間活力の導入を見据えた調査・検討を行ってまいります。

次に、道路網の整備充実では、東部工業団地へのアクセス道路となる町道103号線道路改良事業について、国庫補助を活用し進捗を図るとともに、地域経済を下支えする町単独事業として、老朽化した幹線道路の舗装修繕工事を積極的に推進するほか、各種計画に基づいた道路ネットワークへの対応や地区要望等の既存道路の補修・改良、新橋建設促進化など、道路施設全般の充実に努めてまいります。

次に、公共交通の整備です。乗合タクシー「たまりん」では、利便性を考慮した効率的なルートを継続的に見直すとともに、運転免許を自主返納する高齢者の増加を見据え、通院や買い物など日常生活に必要な交通手段を確保するため、高齢者へのタクシー料金の一部補助についても引き続き行ってまいります。

次に、上水道の整備充実では、SDGsの取組目標の一つである「安全な水」を将来にわたって町内全域に届けていくことができるよう老朽管の更新等について、経済対策も踏まえて大幅に事業費を増額して管網整備を進めるとともに、老朽化が著しく耐震強度の面でも問題が指摘されている浄水場施設の更新については、巨額な投資が必要であることから、建設費や維持管理費等を民間の資金やノウハウを活用し、従来よりも効率的かつ効果的に公共サービスを提供できるよう、PPP/PFI導

入の可能性について調査・検討を行ってまいります。

また、下水道の整備充実では、事業計画に基づいた污水管渠築造工事を推進するとともに、令和8年度までの概成に向けて、令和4年度末の普及率として、90%以上達成を目標に積極的な整備を進めてまいります。

続きまして、重点目標⑤「たまむらの良さを次世代につなぐ」について、ご説明申し上げます。

まず、観光による地域振興です。コロナ禍により、本年度においても様々な行事やイベントが中止を余儀なくされました。大変残念な気持ちで、町民の皆様も歯がゆい思いをたくさんしてこられたと思いますが、新年度では、知恵を絞り感染防止対策をしっかりと行う中で、町民の皆様と行政が一体となって、地域のお祭りや町のイベントが開催できることを信じ、やるという意気込みを持って地域の活性化が図られるよう努めていきたいと思っております。

特に、たくさんの人たちで賑わう「田園夢花火・たまむら花火大会」については、未来を担う子どもたちに笑顔を届けるとともに、コロナと闘う町民全ての皆様に明日への希望と活力が届けられるよう、夏の到来を告げつつ、華やかに、そして、盛大に打ち上げたいと思っております。加えて、産業祭やふるさとまつり、町民体育祭など、町の4大イベントについても「賑わい」と「つながり」を大切にし、地域のお祭りを盛り立てながら、地域の絆を深め、活気あるまちづくりを推進してまいります。

さらに、町の知名度やブランド力を地域一丸となって進める「玉村町魅力発信機構」の体制強化及びこの団体への事業委託により、東京圏を中心とした県内外に対する魅力・情報発信を強化してまいります。また、マスメディアの活用や積極的なシティセールスなどにより、誘客はもちろん、地元特産品の販路拡大を図ることで、交流人口等を増加させる様々な取組を展開し、町の魅力を全国に発信し、賑わいと活力のある観光によるまちづくりを推進してまいります。

次に、芸術・文化活動の推進では、引き続き文化センターにおける多彩な芸術・文化事業を展開することにより、町民の芸術・文化に対する意識の高揚を図ってまいります。

次に、文化財保護・地域資源の活用です。新年度では、本町の誇る玉村八幡宮をはじめ、井田家住宅や重田家住宅、嚮義堂など町内にある歴史的建造物の保存活用について検討する「(仮称)歴史浪漫たまむら委員会」を立ち上げ、歴史資産としての価値を一層高めるとともに、魅力発信を強化し広くアピールすることで、町民にも観光客にもその魅力を十分に知ってもらい、地域に根差した文化の継承と創造的な文化活動を推進してまいります。特に、昨年7月に寄贈された国登録有形文化財「重田家住宅」については、適切な維持管理を行うとともに、歴史資産としてだけではなく、観光や食、健康などと結びつけ、魅力発信できるよう検討を進めながら、一般公開を行ってまいります。

また、歴史資料館では、本町の歴史と文化を学習する機会の提供として、企画展や特別展、その他ミニ企画展を開催するとともに、玉村町魅力発信機構の多様な活動により、観光による魅力発信もますます高まっていくことから、玉村ふるさとわくわくスタンプラリーを実施するなど歩調を合わせ、

郷土芸能を盛り立ててまいります。

続きまして、重点目標⑥「笑顔と活気ある地域をつくり、つなげる」について、ご説明申し上げます。

まず、農業の振興では、担い手確保が課題となる中、「たまむら農業塾」などの取組により、若者や定年退職者等に対して、農業に意欲のある人材への支援を行うとともに、意欲のある農業者や法人等への支援と育成を図るため、水田農家や園芸農家の農業用施設や機械類の導入費用を助成してまいります。

畜産振興では、地元特産品である肉用牛の生産基盤を確立し、和牛産地としての持続的な発展や輸出拡大による地域の活性化を図るとともに、「優良素畜」の導入や「畜産ヘルパー」の利用支援など畜産農家の経営効率化に向けた取組を引き続き支援し、生産者と連携した人づくりを推進することで、品質向上と規模拡大を目指してまいります。

また、CSF感染が依然として県内外で発生している状況にあることから、引き続き、消毒薬の配布やワクチン接種費用の一部助成などにより、畜産農業の振興を図ってまいります。

農業用施設の整備推進では、安定した農業用水の確保として、上茂木・下茂木地区の用水路改修工事を実施するほか、本町の水田地帯へ農業用水を供給するかんがい施設の坂東大堰については、老朽化に伴う第2期改修工事が進められることから、令和12年度の完成に向けて、関係5市町村の負担により、水田農業の振興に努めてまいります。

次に、商工業の振興です。「賑わいを創出する未来への投資」として、現在、整備を進めている高崎玉村スマートインターチェンジ北地区工業団地では、造成工事が本格化するため、群馬県企業局及び伊勢崎土木事務所との連携を図りながら、周辺道路やアクセス道路の整備、配水管布設工事等を進めてまいります。

また、引き続き企業立地促進奨励金制度により、町内に新たに事業所を整備する企業を支援するとともに、町内での創業を支援するための創業者融資事業など各種制度融資により、地域経済の活性化と雇用拡大に努めてまいります。

さらに、人口減少が急速に進む中、本町が将来にわたって持続的に発展していけるよう、雇用の創出、産業振興、税収増等を図るため、新たな産業団地構想として、候補地の調査・検討を行ってまいります。

次に、消費生活相談体制の充実では、町民の皆様が安全に安心して暮らせる地域社会を目指して、困ったときの苦情や相談の総合窓口として定着している消費生活センターの相談支援体制をオンライン端末の導入などによりさらなる充実を図るとともに、地域との連携を深めながら、高齢者等を狙った悪質な振り込め詐欺など、被害防止のための啓発活動や生活に関する情報提供を積極的に行ってまいります。

次に、住民自治・協働・交流によるまちづくりの推進です。まず、住民活動サポートセンター「ば

る」を中心に、住民主体のまちづくり活動やボランティア活動をはじめ、様々な文化活動が図られるよう、NPO法人やボランティア団体など町民活動団体への支援を引き続き行ってまいります。

また、友好交流都市との交流については、文化、教育、経済など幅広い分野で連携を深め、相互交流を通じた友好関係をさらに発展させてまいります。一方、大学連携では、本町が進めている「生涯活躍のまち構想」において「核」となる施策と位置づけておりますので、教育や健康づくり、スポーツなど、まちづくり全般にわたり、大学との連携協力を積極的に行い、学生が活躍できる環境の整備充実を図ってまいります。

さらに、企業との連携についても、災害時の応援協定や地域における包括連携協定など、多種多様な分野で連携することにより、地域力の底上げを図ってまいります。

次に、多文化共生・国際化の推進です。人口減少に歯止めがかからず労働力不足が深刻化する中、外国人材の労働力は、今や日本の経済発展に欠かせない存在となっております。本町においても、外国人の数は、30か国以上で1,000人を超え、今後も言語や文化、習慣が異なる多様な外国人の就業、定住化が進むと予想されますので、国際交流協会との連携を深めながら、外国人の抱える問題や相談ニーズに適切に対応し、心通い合う「多文化共生社会の実現」に向けた取組を推進してまいります。

次に、行政改革の推進です。まず、人材育成では、コロナ禍で町民の暮らしや価値観が変化し、行政ニーズも複雑化・多様化していることから、持続可能な行政サービスの提供体制を構築するためには、限られた人材を最大限に生かし、課題解決に取り組んでいくことが必要です。そのため、新たな行政課題に果敢に挑戦し、対応できる人材育成を図ってまいります。また、行政組織の見直しでは、これからの行政課題を見据え、増大する行政ニーズへ対応できる組織体制を構築するため、より機動的、弾力的な行政運営が可能となるよう適宜見直しを図ってまいります。

さらに、コロナ禍で浮き彫りとなった国内でのデジタル化の遅れに対し、新しい働き方や価値観に合わせたデジタル化を図る取組として、オンラインを通じた申請手続、相談、キャッシュレス決済など、来庁せずに行政手続が可能となる環境整備を進めるとともに、職員の働き方改革を進めるためにも、デジタル化・オンライン化の推進等により、生産性・効率性を高めた手法へと改善を図るデジタル・ガバメントを推進してまいります。なお、新年度では、文化センター及び社会体育館に施設予約システムを導入し、利用者の利便性の向上を図ってまいります。

次に、健全な財政運営です。まず、歳入の確保につきましては、収納率の向上はもとより、新たな増収対策について、あらゆる可能性を模索するとともに、企業誘致や定住促進による伸張性の高い税財源の確保を図ってまいります。一方、税外収入として期待される「ふるさと納税奨励事業」では、魅力ある返礼品の提供により、本年度は1億円を超える見通しとなっており、多くの寄附応援者の獲得につながっております。新年度では、このふるさと納税を活用した地域資源のPR及び地域の活性化につなげるため、返礼品の開発や情報発信強化、規模拡大による普及促進などに果敢に取り組む事

業者を支援してまいります。

また、簡素で効率的な行財政運営の確立、町民と行政の役割分担の明確化、費用対効果を考慮した事業の見直し、従来の枠組みを超えた聖域なき歳出改革など、財政健全化の取組推進により、健全で持続可能な財政運営に努めてまいります。

最後に、「地方創生・総合戦略」の取組について、ご説明申し上げます。

コロナ禍で地方移住のニーズが高まっていることを契機として捉え、「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」に位置づけられた施策を強化し、地方創生の深化に向けた切れ目のない取組として、本町の誇る歴史・観光資源や恵まれた立地条件などの魅力を最大限生かした潜在的な成長力をさらに掘り起こし、地域産業の振興や若い世代の定住促進等を図りながら、「成長戦略」として、たまむらならではの地方創生を推進してまいります。

また、デジタル社会の実現やSDGs達成に向けた取組、外国人材の受入れや多文化共生社会の実現、そして、本町の重点施策の一つである、安心して子どもを産み育てられる環境づくりなど、社会変化を見据えた地方創生を力強く推し進める戦略的な取組を推進してまいります。

特に、人口減少対策では、本町の子育て支援に対する魅力を高めていくことにより、子育て世代を町に呼び込み、定住化を促進させる取組のほか、潜在的な成長力の掘り起こしとして、東京圏及び県内外へ向けた情報発信や、地元特産品の販売戦略などについては、玉村町魅力発信機構を中心に、賑わいを創出する地域振興の総合的なプロデュースを担っていただくとともに、国登録有形文化財「重田家住宅」については、観光資源としての活用による魅力発信の強化など、交流人口や関係人口の増加を図ってまいります。

また、アフターコロナを見据え、東京圏等を発着としたバスツアーや個人の来訪者など、町内の魅力スポットを現地ガイドできる団体を育成し、来訪者の受入体制の構築を行うとともに、今後、増えることが想定される外国人に対応したインバウンド施策にも少しずつ取り組み、国籍を問わず、「おもてなしサービス」の充実を図ってまいります。

加えて、「移住支援事業」では、東京23区から本町に移住し、県内で起業または県マッチングサイトにより就業した方のみならず、コロナ禍に伴いテレワーク移住した方や文化センター周辺地区の分譲地にUターン移住した方なども移住支援金の対象として拡充してまいります。

さらに、少子化対策では、「結婚新生活支援事業」として、経済的理由により結婚を足踏みするカップルを対象に、結婚に伴う新生活に係る新居の家賃や引越費用等について、支援を行ってまいります。

これらのほか、「生涯活躍のまち」基本構想及び実施計画の実現に向けた取組として、地域おこし協力隊の活用や大学連携、移住定住促進、地元特産品のPR活動、多世代共生の生涯活躍のまち実現など、地方創生の深化に向けて切れ目のない取組を推進してまいります。

以上が、令和4年度の主な施策の内容となります。

以上、令和4年度の町政運営について、私の所信の一端を申し述べさせていただきました。

今なお続く、新型コロナウイルス感染症との闘いは、世界中の人々の暮らしや価値観、働き方などを一変させました。この影響は、コロナ収束後の社会を見据えても、長期にわたって続くことが予想されます。

私たちは、過去の歴史から、様々な苦難を乗り越えるための教訓を学び、それを生かしながら、次の世代に着実に伝えていく大きな責務を負っているものと思っております。

コロナ禍により、日々、変わりゆく暮らしの中で、私たちは、この難局に立ち向かい、逆境を成長の糧とすることで、ピンチをチャンスに変えて、新しい未来を切り拓いていかなければなりません。

令和4年度は、その出発点として、決意を新たに、これまでの歩みを止めることなく、まちの目指す将来像「暮らすなら、ここがいい。」の実現に向けて邁進してまいります。

その実現のためにも、まちづくりの基本は「人」であり、人づくりこそが、「まちづくり」の礎となることを改めて心に刻み、本町で暮らす「人と人」が、「地域の絆」をつなぎ、「人と人とのつながり」が、「地域で支え合うまちをつくる」という強い思いに基づき、私の目指す「新しい未来に希望をつなぐまちづくり」を推進してまいります。

そして、まちの宝である全ての子どもたちが、質の高い教育を享受し、笑顔を絶やすことなく、我がまち「たまむら」への愛着と誇りを育むとともに、未来を担う子どもたちが大人になってからも「ふるさとたまむらで働きながら暮らし、住み続けたいと思えるまち」の実現を目指して、誰一人取り残さない持続可能で魅力あるまちづくりに向けた町政運営に、不退転の決意で全身全霊を尽くしていく所存であります。

最後になりますが、町民の皆様並びに議員各位におかれましては、どうか、より一層のご理解とご協力、そして、ご支援を賜りますよう心からお願いを申し上げますとともに、本定例会にご提案申し上げます令和4年度予算案をはじめ、各種案件につきましては、十分ご審議の上、ご議決いただきますよう重ねてお願い申し上げます、私の施政方針といたします。

令和4年3月1日、玉村町長石川眞男。よろしくお願ひいたします。

◇議長（石内國雄君） 以上で町長施政方針の報告を終了いたします。

なお、町長施政方針に対する一般質問の通告をされた議員には、質問の要旨を3月2日水曜日の午前9時までに議長に提出してください。

◇議長（石内國雄君） 休憩いたします。再開は11時から行います。

午前10時46分休憩

午前11時再開

◇議長（石内國雄君） 再開します。

◇

○発言の訂正

◇議長（石内國雄君） 町長。

〔町長 石川眞男君発言〕

◇町長（石川眞男君） お世話になります。先ほど施政方針の中で、ちょっと私1か所間違えたので訂正させていただきます。

2ページのところです。中でもピーク時には3, 200人いた小中学生の子供たちと話してしまいましたけれども、これは小学生の子供たちです。小学生の子供たちということですので、訂正しておわびさせていただきます。

◇

○日程第5 議案第3号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

◇議長（石内國雄君） 日程第5、議案第3号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第3号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案につきましては、人事院の国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出を踏まえ、非常勤職員の育児休業の取得要件の緩和や育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置等を行うものでございます。

具体的な内容につきましては、現行、育児休業及び部分休業を取得するためには、任命権者を同じくする職に引き続き在職した期間が1年以上ある必要がございますが、この要件を廃止するものであります。これにより、継続的な勤務が見込まれる職員については、在職期間に関係なくこれらの休業を取得できるようになります。

また、任命権者は、妊娠、出産等を申し出た職員に対する育児休業制度等の周知及び育児休業の取得意向のための措置、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置及び育児休業の取得状況の報告等が義務づけられます。

玉村町におきましても、国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出の趣旨を尊重し、必要な条例改正を行うものでございます。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（石内國雄君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第6 議案第4号 玉村町報酬及び費用弁償支給条例の一部改正について

◇議長（石内國雄君） 日程第6、議案第4号 玉村町報酬及び費用弁償支給条例の一部改正について、これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第4号 玉村町報酬及び費用弁償支給条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案につきましては、本町における学校評議員の報酬額の見直しに伴い、玉村町報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正するものでございます。

改正の概要を申し上げますと、学校評議員の報酬について、従来では日額7,700円と定めておりましたが、近隣の市町村の状況を調査したところ、日額2,000円前後で定めている市町村が多い状況でありました。以上のことから、本町においても、同等額とすることが適当であると考えられるため、学校評議員報酬の基準を月額2,000円と改めるものでございます。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願いいたします。

◇議長（石内國雄君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第 7 議案第 5 号 玉村町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

○日程第 8 議案第 6 号 玉村町長、副町長及び教育長の諸給与条例の一部改正について

○日程第 9 議案第 7 号 玉村町職員の給与に関する条例の一部改正について

◇議長（石内國雄君） 日程第 7、議案第 5 号 玉村町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてから日程第 9、議案第 7 号 玉村町職員の給与に関する条例の一部改正についてまでの 3 議案を一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第 7、議案第 5 号から日程第 9、議案第 7 号までの 3 議案を一括議題とすることに決定いたしました。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第 5 号 玉村町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正、議案第 6 号 玉村町長、副町長及び教育長の諸給与条例の一部改正及び議案第 7 号 玉村町職員の給与に関する条例の一部改正までの 3 議案について、一括してご説明申し上げます。

まず、議案第 5 号及び議案第 6 号につきまして、令和 3 年度の人事院勧告が職員の期末手当を 0.15 月引き下げるものであったことを踏まえ、議員及び町長、副町長、教育長の期末手当につきましても、勧告の趣旨を尊重し、職員同様の引下げを行うものでございます。本来、令和 3 年 1 2 月

の期末手当で減額調整を行うものでございましたが、新型コロナウイルスによる経済的打撃がある中、民間の給与へ悪影響を与えないよう、国家公務員が当該引下げ相当額を令和4年6月の期末手当から減額することとし、地方公務員についても同様の対応を国から要請されたものであります。

また、今回の期末手当の引下げにより、年間4.25月となる支給月数を令和4年度以降は6月期、12月期とも半分に当たる2.125月に平準化するものでございます。

続きまして、議案第7号 玉村町職員の給与に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案につきましては、令和3年度の人事院勧告に伴い、期末手当の支給割合等を改定するものであります。

主な改正内容ですが、期末手当につきましては、公務員の支給月数が民間の支給月数を上回っていたため、それに見合うよう支給月数を0.15月引き下げ、期末・勤勉手当の支給月数を年間4.3月とするものでございます。再任用職員にあっては、支給月数を0.1月引き下げ、期末・勤勉手当の支給月数を年間2.3月とするものでございます。

続きまして、先ほどご説明いたしました期末手当の引下げに関連して、年間4.3月となる期末・勤勉手当の支給月数のうち、令和4年度以降から6月期、12月期とも期末手当を1.2月、勤勉手当を0.95月に平準化するものでございます。こちらにつきましても、国の要請につき、令和3年度の引下げに相当する額については、令和4年6月の期末手当から減額することで調整を行うものであります。これらの人事院勧告を踏まえた改正を行い、引き続き適正な給与水準の確保に努めてまいりたいと考えております。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（石内國雄君） 以上で3議案に係る提案説明を終了いたします。

日程第7、議案第5号 玉村町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第6号 玉村町長、副町長及び教育長の諸給与条例の一部改正について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第7号 玉村町職員の給与に関する条例の一部改正について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第10 議案第8号 玉村町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

◇議長（石内國雄君） 日程第10、議案第8号 玉村町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について、これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第8号 玉村町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案につきましては、議案第5号から議案第7号でご説明をいたしました議員、町長、副町長、教育長及び職員の期末手当が引き下げられることに伴い、会計年度任用職員の給与及び報酬の見直しを行うものでございます。

具体的な改正内容でございますが、会計年度任用職員の期末手当については、正職員と同じ支給月数であるため、当該支給月数を6月期、12月期とも1.275月から1.2月に改めるものでございます。今後も引き続き、適正な給与水準の確保に努めてまいりたいと考えております。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（石内國雄君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第 1 1 議案第 9 号 玉村町国民健康保険税条例の一部改正について

◇議長（石内國雄君） 日程第 1 1、議案第 9 号 玉村町国民健康保険税条例の一部改正について、これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第 9 号 玉村町国民健康保険税条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案につきましては、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が公布されましたことに伴い、玉村町国民健康保険税条例の一部を改正するものです。

改正の主な内容といたしましては、少子化対策、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、未就学児に係る国民健康保険税の均等割額を 5 割軽減するものです。この軽減措置については、公費負担となり、国が 2 分の 1、県が 4 分の 1、町が 4 分の 1 の負担割合となります。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（石内國雄君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第 1 2 議案第 1 0 号 令和 3 年度玉村町一般会計補正予算（第 9 号）

○日程第 13 議案第 11 号 令和 3 年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）

○日程第 14 議案第 12 号 令和 3 年度玉村町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

○日程第 15 議案第 13 号 令和 3 年度玉村町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）

○日程第 16 議案第 14 号 令和 3 年度玉村町介護予防サービス事業特別会計補正予算（第 2 号）

○日程第 17 議案第 15 号 令和 3 年度玉村町下水道事業会計補正予算（第 3 号）

◇議長（石内國雄君） 日程第 12、議案第 10 号 令和 3 年度玉村町一般会計補正予算（第 9 号）から日程第 17、議案第 15 号 令和 3 年度玉村町下水道事業会計補正予算（第 3 号）までの 6 議案を一括議題としたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第 12、議案第 10 号から日程第 17、議案第 15 号までの 6 議案を一括議題とすることに決定いたしました。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第 10 号 令和 3 年度玉村町一般会計補正予算（第 9 号）についてご説明申し上げます。

本案につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から 1 億 6,060 万 6,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を 139 億 3,558 万 2,000 円とするとともに、繰越明許費の設定及び地方債の変更をするものでございます。

まず、歳入歳出予算の補正内容につきましては、年度末ということで、全体といたしましては事業費の確定や入札差金、各種経費の節減による減額などでございます。また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、中止を余儀なくされた行事やイベントのほか、研修会や出張等の中止に伴う旅費などを含めたコロナ禍による各種事業費等の減額は、総額で約 6,900 万円となりました。

それでは、歳入の主なものでございますが、まず地方消費税交付金では、コロナ禍においても国、地方を挙げての経済支援策による好調な個人消費等の伸びなどを考慮し、1,000 万円の追加を見込みました。

地方交付税では、普通交付税の本算定での増額に加え、その原資となる国税及び地方法人税が増収となることから、国の補正予算により令和 3 年度の地方交付税の総額が増額されたことに伴い、普通交付税の再算定が行われたため、総額で 3 億 4,743 万 5,000 円の増額となりました。

分担金及び負担金、使用料及び手数料では、コロナ禍の影響により保育料や文化センター使用料、一般廃棄物手数料などが減収となるため、総額で1,252万5,000円の減額を見込むとともに、諸収入でも学校給食費が減収となるほか、事業費の確定等により、総額で1,817万9,000円の減額を見込みました。

国・県支出金では、事業費の確定等により、総額で6,506万6,000円の減額となるほか、財産収入では空き缶や鉄類などのリサイクル物品売却単価に持ち直しの動きが見られたため、物品等売払収入に1,550万円の追加を見込みました。

寄附金では、ふるさと納税について、魅力ある返礼品の提供により寄附応援者の獲得につながっていることから、ふるさと寄附金に2,500万円の増額を見込みました。

繰入金では、事業費の確定等に伴う各種基金の調整のほか、コロナ禍に伴い、花火大会や産業祭などのイベントが中止となったため、ふるさと創生基金からの繰入れを全額減額するとともに、財政調整基金では5億円の減額を見込み、総額では5億2,411万4,000円の減額となりました。また、繰越金では、前年度繰越金として9,580万円を充てさせていただきました。

次に、歳出の主な増額予算であります。まず総務費では、経年劣化により見えにくくなった道路上の区画線や路面標示等への対応として130万円を追加するほか、ふるさと寄附金の増収に伴う寄附者への返礼品を賄うため、2,040万円を追加するものでございます。

また、基金費では、地方交付税の増額のうち、後年度の臨時財政対策債償還費の備えとして算入された1億7,685万3,000円を減債基金に積み立てるとともに、都市計画税の事業充当後の精算分として4,927万1,000円を都市計画事業基金へ積み立てるものでございます。

民生費では、保育所や児童館に係る施設修繕費をそれぞれ追加するほか、障害福祉サービスの利用者の増加に伴い、自立支援給付事業及び放課後等デイサービス事業に総額で1,000万円を追加するものでございます。

衛生費では、処理量の増加に伴う、し尿処理委託料に350万円を追加するものでございます。

農林水産業費では、コロナ禍に伴う農業者への支援として、「田園都市たまむら」ならではの米について、次期作に前向きに取り組む生産者を支援し、価格の安定化とともに新たな需要喚起につなげるため、主食用米次期作支援事業に1,474万4,000円を追加するとともに、原油価格高騰に伴う施設園芸農家に対する燃料費の負担軽減を図り、事業継続を支援するため、園芸農家燃油価格高騰緊急対策事業として320万円を追加するほか、川井地区農業用水路の改修工事費に不足が生じたため、200万3,000円を追加するものでございます。

消防費では、玉村消防署緊急車両用車庫の大型シャッターが故障したため、修繕費として130万円を追加するものでございます。

教育費では、学校施設やスポーツ施設に係る施設修繕費をそれぞれ追加するほか、特別支援教育就学奨励事業の対象経費にオンライン学習用通信費が追加されたため、小中学校合わせて63万

5, 000円を追加するものでございます。

また、国登録有形文化財「重田家住宅」では、庭園の樹木を適切に管理するため、庭木等維持管理委託料に258万5,000円を追加するものでございます。

これらのほか、国の補正を活用した新型コロナウイルス感染症対策関連事業では、児童福祉施設や学校教育施設等におけるマスクや消毒剤等の基本的な感染防止対策や事業継続に向けた環境整備を講ずるための経費として、新型コロナウイルス感染症対策事業に総額で2,027万7,000円を追加するものでございます。

また、GIGAスクール推進事業では、ICTを活用した授業環境の高度化を図るため、小中学校に大型液晶モニターを整備するための事業費として252万5,000円を追加するものでございます。

さらに、国の「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」として、新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線で働く民間事業者の保育士、幼稚園教諭、放課後児童支援員等の賃上げによる処遇改善を図り、事業継続と人材確保の支援を行うため、処遇改善臨時特例事業として、総額で327万8,000円を追加するものです。

また、これにより公立の保育関連施設で働く会計年度任用職員の処遇についても、民間事業者との賃金格差の均衡を図る必要性が生じるため、それぞれの予算科目に総額で117万2,000円の追加をいたしました。

以上、これらにより、当初7億円を予定していた財政調整基金からの繰入れは2億円となり、令和2年度の決算剰余金として4億2,000万円を積み立てておりますので、令和3年度末の財政調整基金残高といたしましては、前年度末から約2億2,000万円増加し、19億300万円程度となる見込みとなりました。

なお、繰越明許費の追加につきましては、予定していたそれぞれの事業について年度内に完了しないことが見込まれるため、翌年度に繰り越すものでございます。このうち、国の補正に伴う民生費及び衛生費の新型コロナウイルス感染症対策事業、教育費の幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業、学校における感染症対策等支援事業、GIGAスクール推進事業につきましては、それぞれ全額を繰り越し、令和4年度のコロナ対策関連事業として活用を図っていくものでございます。

また、地方債の変更につきましては、それぞれ事業費の確定等に伴う減額となっております。

以上が、一般会計補正予算の主な内容でございます。

次に、議案第11号 令和3年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

本案につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,096万円を追加し、歳入歳出予算の総額を34億9,518万4,000円とするものです。

主な補正内容ですが、歳入におきましては、保険給付費の増額や交付額確定に伴う県支出金の増額

や減額、財政調整基金利子、基金繰入金及び一般被保険者延滞金の減額、一般会計繰入金、前年度繰越金、前年度保険給付費仮算定に伴う精算金の増額でございます。

歳出につきましては、医療給付費及び前年度保険給付費仮算定精算に伴う県償還金の増額のほか、財政調整基金利子の確定による減額を行うものでございます。

次に、議案第12号 令和3年度玉村町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について説明申し上げます。

本案につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,139万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を3億5,122万5,000円とするものでございます。

補正内容ですが、歳入については、制度の見直しにより保険料の軽減率に変更されたため、後期高齢者医療保険料を1,317万6,000円増額するものでございます。また、保険基盤安定繰入金を88万8,000円減額、令和2年度の事務費精算分として繰越金を174万7,000円増額、後期高齢者医療広域連合受託事業収入を264万円減額するものでございます。

歳出につきましては、後期高齢者医療広域連合に納付する保険基盤安定拠出金を88万8,000円減額、保険料納付金を1,367万9,000円増額、後期高齢者健康診査委託料を264万円減額、令和2年度の繰越金として、一般会計への返還金を124万4,000円増額するものでございます。

次に、議案第13号 令和3年度玉村町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

本案につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,340万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を26億8,602万2,000円とするものです。

主な補正内容ですが、まず歳入では、地域支援事業費の総額が減額になることに伴い、負担割合に応じて国・県支出金、支払基金交付金、一般会計繰入金及び介護保険料を減額するものでございます。

次に、歳出では、地域支援事業費のうち介護予防・生活支援サービス事業費で2,100万4,000円、一般介護予防事業費で240万1,000円をそれぞれ減額するものでございます。

次に、議案第14号 令和3年度玉村町介護予防サービス事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

本案につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ40万4,000円を減額し、歳入歳出それぞれ409万2,000円とするものでございます。

まず、歳入につきましては、一般会計からの繰入金を減額するものでございます。

歳出につきましては、介護予防サービス事業費、介護予防ケアマネジメント事業費を執行状況の見込みにより減額するものでございます。

次に、議案第15号 令和3年度玉村町下水道事業会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

まず、収益的収入についてですが、消費税及び地方消費税還付金の増収が見込まれることから、予

定額を259万円増額し、総額を7億7,676万9,000円と定めるものでございます。

また、収益的支出については、排水量の増加に伴い、流域下水道維持管理負担金の負担額の増加が見込まれることから、予定額を600万円増額し、総額を7億3,364万7,000円と定めるものでございます。

次に、資本的収支についてですが、資本的収入の予定額7億9,130万円に変更はございませんが、国庫補助対象事業費の増加に伴い、財源の調整として国庫補助金を1,600万円増額するとともに、建設改良債を同額の1,600万円減額するものでございます。

最後に、企業債の限度額についてですが、特定環境保全公共下水道事業の限度額を1,600万円減額し、3億9,610万円にするとともに、総額を5億3,770万円に補正するものでございます。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（石内國雄君） 以上で6議案に係る提案説明を終了します。

日程第12、議案第10号 令和3年度玉村町一般会計補正予算（第9号）、これより本案に対する質疑を求めます。

7番備前島久仁子議員。

[7番 備前島久仁子君発言]

◇7番（備前島久仁子君） 4つ伺います。

まず、18ページ、保育士等の処遇の改善の臨時特例交付金、今国で処遇改善ということを進めているその交付金でありますけれども、玉村町の、これ2月、3月分ということですが、幼稚園の教諭、それから保育士、対象となる人数と、それから会計年度の任用職員として任用されている方の人数が分かれば教えてください。

続きまして、29ページ、ペットボトル等の物品等の売払いの収入が大変多く増えております。当初の予算から比べますと倍以上に増えているのですが、その要因、増えている要因はどんなことだと考えられるのか伺います。

続きまして、62ページ、低所得子育て世帯の生活支援の特別給付金の事業であります。6月の議会定例会のときに、たしか1人5万円、591人、3,000万円ほどの補正予算を組んだかと思われれます。半分が今減額になっております。1,500万円が。その理由を教えてください。

最後に、85ページ、し尿処理事業であります。毎年このし尿処理事業には5,000万円ほどの予算をつけておりますが、今回また350万円のプラスが出ております。委託料ということですが、コストもだんだん上がってくるという中で、どのような経緯で増えているのか教えてください。

◇議長（石内國雄君） 子ども育成課長。

[子ども育成課長 中野利宏君発言]

◇子ども育成課長（中野利宏君） お答えいたします。

まず、18ページの保育士等処遇改善臨時特例交付金の人数のお尋ねだったかと思えます。こちらの範囲につきましては、ここのところに入っておりますのが、公立の部分、それから私立の部分の職員に対しまして賃金改善をした場合に、その分として国から10分の10入ってくるものがこの中に、この419万7,000円の中に含まれております。ただ、人数のことなのですけれども、今ちょっと具体的に手元に数字はありませんけれども、公立の保育士等にも全員行き渡るような形になっておりますし、また民間の保育士等につきましても、全員が対象になるような形になっております。

いずれにいたしましても、今回児童館を含めまして交付の対象、国の補助金10分の10の補助金の交付対象になる部分につきましては、人数ちょっとここで分からないのですけれども、処遇改善をする予定となっております。

◇議長（石内國雄君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 高柳 功君発言〕

◇環境安全課長（高柳 功君） まず、29ページの物品売払収入でございますけれども、議員のご質問のとおり、金額が倍増しているような形になりますが、要因といたしましては、今年度の予算をまず計上するときの、そういったリサイクルに関連する資源物の価格が相当下落しておりました。それがかなり金額的にはアルミ缶が今現在170円／キログラム、スチール缶が38円／キログラム、あとは鉄のスクラップが30円、ペットボトルに関しても当初値段が出るのか心配をしていたぐらいだったのですけれども、それも13円ということで、かなりそういったものの価格が持ち直しがありまして、今回補正予算で計上させていただきました。こういった資源物につきましては、市場によりましてかなり大幅に増減がありますので、今後ともそういったものを注視しながら、業者等とも相談をし、増額した場合には速やかに買取り金額等も増額をしていきたいなというふうに思っております。

続きまして、85ページのし尿処理事業でございます。こちら今回350万円の増額をお願いしているわけですが、こちら主に量が多いのは、浄化槽の汚泥が生し尿よりも大分多いのですけれども、そちらの浄化槽に関しまして、県、あとは環境検査事業団、あとは浄化槽の管理業者、そういったものが、皆さんが連携を深めながら、未受検者、消化槽は毎年定期的に検査等をしなくてはならないわけなのですけれども、未受検者に対してかなり複数回にわたって、そういった受検を促す書類であるとか、業者さんが直接お客さんのところに行って検査を促す等の、そういった取組をしたことにより、浄化槽の検査の受検者が相当増えたということで、これにつきましてはそちらの環境検査事業団のほうから報告がありました。そういったこと取組によりまして、浄化槽が適正に管理をされるようになった。そういったご家庭が増えたので、その分浄化槽汚泥の処理が増えたということと、あとはコロナによります巣ごもりによりまして、どうしてもその分おうちにいる時間が増えることも、こちらが増えた要因ではないかというふうには考えております。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 岩谷孝司君発言〕

◇健康福祉課長（岩谷孝司君） お答えいたします。

62ページの低所得子育て世帯生活支援特別給付金事業につきましてお答えいたします。こちらなのですけれども、591人ということで、こちらの数字につきましては、県のほうで算出された数字ということで、実質280人の予算を残し、311人分を減額するというので、当初の県の見込みが大分多かったのかなというふうに感じております。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 7番備前島久仁子議員。

〔7番 備前島久仁子君発言〕

◇7番（備前島久仁子君） 分かりました。

ペットボトルなどの物品の収入、随分増えておりますので、古紙ですとか、そうした資源となるリサイクル、そういうものをもっと徹底的に今後も進めていただいて、さらに進めていただいて、これらの物品の収入につながるよということをお願いいたします。

それから、し尿処理の件ですけれども、これ毎年毎年5,000万円ほどの予算がついておりました、予算委員会でも質問しようかなと思いましたが、この処理ですね、浄化槽の汚泥などの処理する委託費というものがやはり増えてきております。この下水道の普及と人口の減少で少しずつ減少するはずであるかなというふうには思うのですけれども、接続率をやはり伸ばしていかないと、どんなに町で下水道の整備をしても、毎年毎年私が言っていることなのですけれども、計画的にそれを進めていかなくては、やっぱり接続率は上がっていかないと思われます。ある住宅地なんかでは、まず1軒だけ残っている、この家が何とかというふうに周りの人たちは言っている人たちもおります。そういうところへ町の職員が赴いて、説得して、そして接続していただくような、そういった取組、チームでの取組、そういうものはどのように考えていますか。

◇議長（石内國雄君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 金子忠雄君発言〕

◇上下水道課長（金子忠雄君） お答えします。

下水道事業については、接続率の向上が一番だと思うのですけれども、現在は広報あるいはマンホールカードとかといった直接の行動というのがありませんので、今後は必要かなということで認識しております。

◇議長（石内國雄君） ほかに質問ありますか。

4番新井賢次議員。

〔4番 新井賢次君発言〕

◇4番（新井賢次君） それでは、補正予算の件なのですが、5ページ、繰越明許費です。10番目の教育費の中で、社会教育費として文化センター施設予約システム導入事業ということで378万

4,000円が計上してありますが、この項目は当初予算になかったと思うのですが、その説明と、それから令和4年度に新規ということで、文化センター及び社会体育館インターネット予約システム導入ということで159万5,000円入っています。これとの関連についてお聞きします。

それから、2点目が89ページ、農業次世代人材投資資金ということで100万円減額になっております。これについて説明をお願いします。

それから、90ページ、次のページなのですが、園芸農家燃油価格高騰緊急対策事業ということで320万円が増額になっています。この具体的な内容についてご説明をお願いします。

それから、もう一つ、102ページ、町営住宅管理事業について、約25%減額になっています。この工事請負費、それから補修工事費という項目がある。これ幾つかの項目をまとめてあるかもしれないのですが、この補修工事費の内訳について、300万円の説明をお願いします。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 宇津木雅彦君発言〕

◇生涯学習課長（宇津木雅彦君） 5ページの文化センター施設予約システムについてお答えいたします。

当初予算になかったということなのですが、昨年3月の当初予算成立後の臨時会で補正させていただいたものであります。そのときに文化センター、コロナの関係でデジタル化が早急に必要だということで考えてはいたのですが、当初予算にちょっと間に合わなかった経緯がありまして、臨時会で補正をさせていただいたもので、文化センターに導入するものになっています。令和4年度の新規となっているものにつきましては、社会体育館まで拡大するという内容となっております。

◇議長（石内國雄君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 齋藤 恭君発言〕

◇経済産業課長（齋藤 恭君） ご質問にお答えさせていただきますが、89ページ、農業次世代人材投資資金100万円減額でございますけれども、当初3名の予定で予算を計上させていただいたものが2名になったということで、1名減になった関係での減額ということになっております。

続きまして、90ページ、園芸農家燃油価格高騰緊急対策事業でございますけれども、こちらにつきましては昨年秋以降、原油価格が高騰しているということから、その農業上でいきますと、施設園芸農家はA重油ということで、この冬、施設内を暖めるために使用するという、その価格も連動して上昇しているという状況でありまして、一般的な施設園芸農家、シーズンで1万5,000キロリットル程度の使用が見込まれている中で、月にもよりますけれども、現状ですとリッター27円程度は上昇しているのではないかとということで、シーズンを通しますと40万円以上、これまでの経営から比べますと経費が増加してしまうということから、今回この事業によりまして1件当たり20万円、16件分ということで助成をさせていただきたいという内容でございます。

◇議長（石内國雄君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋 茂君発言〕

◇都市建設課長（高橋 茂君） お答えします。

102ページの町営住宅なのですけれども、工事請負費として、上福島団地を2棟、それから上新田団地を4棟施工しました。それぞれ355万円の契約と381万5,000円の2件の契約になります。その執行残ということで、入札を行っていますので、その執行残ということで271万8,000円の残りとなります。

補修工事費については、板井の辰巳団地のほうの外壁塗装工事を行いました。そちらがちょっと正確な契約額は手元にないのですけれども、設計額で730万円ほどです。その執行残として300万円の残高が生じたということでございます。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 4番新井賢次議員。

〔4番 新井賢次君発言〕

◇4番（新井賢次君） 最初の予約システム導入事業ですが、これは3月に追加したということで、期末に間に合わなかったのが3月にやったということなのですけれども、その時点ではそうすると、令和3年度にできるだろうということで予算を組んだのですか。それができなかった理由というのは何かあるのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 宇津木雅彦君発言〕

◇生涯学習課長（宇津木雅彦君） 予約システムの導入に向けて、複数社の仕様や導入自治体のシステムの調査研究を6月頃から始めていたのですが、新型コロナワクチンの集団接種を文化センターで行うことになって、その準備段階から接種期間終了まで施設管理者として協力することを優先させてしまい、ある程度情報の知識のある人がやらないとならない部分も多かったため、手続がちょっと遅れたということでありませう。

◇議長（石内國雄君） 4番新井賢次議員。

〔4番 新井賢次君発言〕

◇4番（新井賢次君） 分かりました。今回文化センター、それから社会体育館も含めてということですので、ぜひ進めていただければと思います。

それから、89ページの農業次世代人材投資資金ということで、3名予定していたのが2名だったということで100万円減になっているということなんです。この青年層の新規就農者、50歳未満の独立あるいは自営就農者にこの資金を投資するという説明を受けていますが、今回1人減ったということなのですけれども、その要因って何か考えられることってありますか。

◇議長（石内國雄君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 齋藤 恭君発言〕

◇**経済産業課長（齋藤 恭君）** 新規就農ということで、今議員もおっしゃるような方々に対してご支援させていただくと。国の事業でありまして、5年間継続して支援していくということでの事業になっているわけでありまして、今回3名の予定で1名が新規という形での予定でございました。ただ、その新規で支援をしていこうという、その予定者の方が急遽、町では支援していく、県としても支援していこうというような方向でいたわけでありまして、急遽農業そのものをちょっと断念するようなことがございまして、1件認定に至らなかったというような状況でございます。

◇**議長（石内國雄君）** ほかに質疑ありませんか。

6番月田均議員。

〔6番 月田 均君発言〕

◇**6番（月田 均君）** 3項目聞きます。

まず、都市建設課、99ページ、103号線改良工事、当初の予定が土地購入が3,000万円が250万円減、物件補償が7,000万円が2,100万円減ということなのですが、スムーズに進んでいるかどうかというのを聞きたい。近隣の人からいろいろ聞かれます。

次に、2点目です。健康福祉課、79ページ、放課後デイサービス150万円アップということなのですが、ここ何年か連続的にどんどん、どんどん予算も上がっているのですが、これはよそから来ている人が増えているのか、それとも対象者が町の中の人で増えているかどうかというのを聞きたい。

次です。環境安全課、47ページ、区画線・路面標示設置工事が当初200万円だったのが130万円アップになっているということで大幅アップになっているのですが、これは路面標示が増えたということで理解はしているのですが、この役場の近くでこういうところをやったというのがあれば教えていただきたい。

以上です。

◇**議長（石内國雄君）** 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋 茂君発言〕

◇**都市建設課長（高橋 茂君）** お答えします。

町道103号線につきましては、現在下茂木地区を中心に、下茂木橋の西側にかけて用地買収の交渉を行っているところであります。事業の進捗を図るために多くの買収を想定してやっていくわけなのですが、やはり個人の方のご理解が得られないお宅もありますので、時間がかかるということで、土地と建物、ちょっと来年度以降に遅らせていくという形でやった方もいらっしゃいます。

また、今年予定はしていなかったのですが、できるだけ事業の進捗を図りたいので、若干農地のほうも、急な話で協力していただいた方もありますので、できる限りやっていきたいと思っています。ですけれども、今年に関しては、ちょっと思ったように進捗が図れなかったという状況でござ

います。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 岩谷孝司君発言〕

◇健康福祉課長（岩谷孝司君） お答えいたします。

79ページの放課後等デイサービス事業につきまして、町民の方たちが増えているのかというご質問なのですけれども、増えている方は町民の方です。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 高柳 功君発言〕

◇環境安全課長（高柳 功君） 47ページの区画線・路面標示、交通安全施設整備事業でございますけれども、こちら区画線・路面標示、毎年区長さんの要望であるとか、こちら職員のパトロール、または学校関係との合同の、そういった調査、その他の実績によって路面標示の引き直し等を行っているわけですけれども、今回130万円増額をお願いしている部分につきましては、昨今また通学路等で事故が起こり、お子さんが亡くなるような、そういったこともありまして、緊急対策としまして、消えかけている外側線、町内様々あるのですけれども、学校周辺を中心に外側線の引き直しを予算の範囲内で行いたいという、そういったことで要望のほうをしております。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 6番月田均議員。

〔6番 月田 均君発言〕

◇6番（月田 均君） 放課後等デイサービス、町内が増えているというのですけれども、ここ5年ぐらいでも2倍以上に増えているのですけれども、ということは実際に増えているのか、それとも見つかってなくて、そういう人が、ああ、こういう場所があるなというので分かったので増えているという、どちらなのでしょう。

◇議長（石内國雄君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 岩谷孝司君発言〕

◇健康福祉課長（岩谷孝司君） こちらなのですけれども、保健センターのほうで乳児健診等、そこで発達相談とかをやりながら、やっぱり発達の状況がちょっと、健常者とちょっと違うような方が実際増えているということで、そのときにこういう放課後等デイサービスというのが利用できるよというお話をしたときに、それで幼児健診から始まって、それから幼稚園、小学校とか入りながら、その時々保健センターの発達相談とかを利用するわけです。自分のお子様の成長具合に合わせて。そのときにやっぱりちょっと何かの不具合というか、成長でちょっと問題があるなといった場合には、こういう放課後等デイサービスとかがありますよという紹介をしたときに、お母さんとか親御さんのや

っぱり考え方で、当初はそういうところを利用しなかったのですけれども、将来のことを考えて利用しておいたほうがいいのかなどという親御さんもいるということで、そういった状況が増えているという状況になっています。

◇議長（石内國雄君） 5番小林一幸議員。

〔5番 小林一幸君発言〕

◇5番（小林一幸君） 2点ご質問したいと思います。

まず、64ページ、医療的ケア支援事業の400万円減、これの内訳について、どうして400万円減額になったのかというところの内訳を教えてくださいというところと、次の65ページの自立支援給付事業がそれぞれ施設入所支援事業、それから共同生活援助事業、サービス利用計画作成事業、これがそれぞれ増額になっております。これは1人の回数が多くなったのか、または人数が多くなったのか、その辺の詳細について教えてくださいと思います。

◇議長（石内國雄君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 岩谷孝司君発言〕

◇健康福祉課長（岩谷孝司君） お答えいたします。

まず、64ページの医療的ケア支援事業につきましては、当初利用者を4名と見込んでいたのですけれども、2名ということで半分減額ということになっております。

続きまして、自立支援費のほうなのですけれども、こちらがそれぞれ月平均、それぞれというか施設入所ケアのほうは月平均32件であったものが増えていまして、月平均36件ということで増額となっております。

続きまして、グループホーム、こちらにつきましても、当初見込みが43件だったものが月平均48件ということで増えている状況になっております。

それと最後に、サービス利用計画作成費につきましては、こちらも当初50件だったものが55件ということで伸びていますので、その分を増額させていただいております。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 5番小林一幸議員。

〔5番 小林一幸君発言〕

◇5番（小林一幸君） ありがとうございます。

まず、医療的ケア支援事業についてですが、4名から実際は2名になったというようなところがありますけれども、最初4名というふうに考えた根拠はどうだったのか。そこからどうして2名になってしまったのかなど。もしかしたら4名という根拠があって予算を組んでいるのであれば、当初そういったご希望があったのか、そういったニーズを捉えていたのか、その辺について教えてくださいと思います。

もう一点のほうの自立支援給付事業については、それぞれ件数が32件から36、43から48、

50から55ということですが、上の施設入所支援事業について、それから共同生活援助事業については、これは利用者の人数は変わらずに、例えば利用回数が増えたのか、それとも利用者が増えたのか、これもさっきの質問でもちょっとさせてもらったと思うのですが、そこを知りたいというところと、サービス利用計画作成事業というのが5件増えているのですが、5件増えたのは新規で増えているのか、多分新規で増えていると思うのですが、その辺の項目について教えてください。

◇議長（石内國雄君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 岩谷孝司君発言〕

◇健康福祉課長（岩谷孝司君） 医療的ケア支援事業につきましては、利用者は2名だったのですが、一応2名利用される可能性があるということで、予算を4人分として計上させていただきました。

それと、次の施設入所、この件数ということで、こちらは月の実人員というか、入所施設なので、1人の方が入っているという、その1人という実人員ということでよろしいと思います。

あとは、グループホームにつきましても、実人員ということで1人の方が増えている、人が増えているということになります。

それとあと、最後のサービス利用計画作成事業につきましては、こちらは新規の増ということで5名増えているという状況になっております。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 5番小林一幸議員。

〔5番 小林一幸君発言〕

◇5番（小林一幸君） まず、医療的ケア支援事業についてですが、4名から2名で、当初は2名だけでも、2名増えるかもしれないということで組んでいたということなのですが、かもしれないというのは、それに何らかの根拠なり、例えばそういったニーズがあったのか、その辺がちょっと分かったら教えていただきたい。ニーズはなかったのだけれども、また2名増えるのではないかという臆測というか、推測で2名増やしたのか、それとも例えばこのサービスについては、多分学校に行っている子供たちに対しての訪問看護の派遣ですとか、そんな形には多分なってくると思うのですが、そういったところの、ある程度ニーズがあって、もしかしたら使うかもしれないという増額をしてきたのかというところを教えていただきたいのが1点。

あとは、それぞれ実人数ということで、先ほどの自立支援給付事業のところですが、それぞれ実人数が増えたというようになってくるかと思えます。これについても例えば、それだけの利用者さん、利用していくニーズが増えているというところになるのですが、そういったところ、多分徐々に、だんだんこの金額増えてきているような状況が見えてきているのですが、これから推移とか、そういったようなのも考えて、これからどういうふうに進めていくかということもちょっとお

伺いできればと思います。

◇議長（石内國雄君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 岩谷孝司君発言〕

◇健康福祉課長（岩谷孝司君） こちらの2名、予算のほうを増やして要求したというところは、やはり親御さんとかと担当とか、あと保健センター、あと関連する課とかとのやり取りの中で、もしかすると利用する可能性があるのかなということを増やして増額していたのだと考えております。

あと、今後障害自立支援事業費のほうが増えていくということで、何か考えがあるかというご質問なのですけれども、やはり障害者自体が増えてきているというのがありますので、今月もパラリンピックも始まるということで、障害者がやはり地域で生活していく、共生社会ではないのですけれども、なじんで地域で生活できるように、こういったいろいろなサービスは必ず必要なので、サービスを利用できる人につきましては、利用していただきながら、地域での共生社会のほうを目指していければなというふうには考えております。

以上です。

◇議長（石内國雄君） ほかに質疑ありますか。

3番松本幸喜議員。

〔3番 松本幸喜君発言〕

◇3番（松本幸喜君） 102ページになります。先ほど町営住宅についての質問があったのですけれども、私はその下、住宅・建築物安全ストック形成事業、これが149万5,000円ですか、減額になっているわけなのですけれども、その経緯を教えてくださいということと、空き家対策事業として、若干なのですけれども、20万8,000円減額になっています。これの経緯を教えてくださいなと思います。よろしくお願いします。

◇議長（石内國雄君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋 茂君発言〕

◇都市建設課長（高橋 茂君） お答えします。

102ページの下の方のストック形成事業につきましては、耐震診断の委託料と補助金になります。耐震診断の委託料は2件ほどありまして、こちらは昭和56年以前の木造住宅を所有している方が対象なのですけれども、診断された方が2件です。そのうち1件が補助金ということで改修を行いました。改修事業の限度額は80万円です。シェルターというのもありまして、その場合には30万円となります。こちらについては国費もありますので、補助事業ということになります。ない場合には、お返しするというので、当初117万8,000円確保したのですけれども、実施したのが2件の委託と1件の改修ということで、74万8,000円残ったわけです。実施としてはそういった形になります。

それから、空き家対策の20万8,000円につきましては、協議会が設立してあります。その中

で、協議会の役割というのは計画策定や特定空き家のときの認定ということになりますが、そういった方に報酬として会議を行ったときに、お一人7,700円ですか、掛ける、公務員を除いた方々ですけれども、そういった方に支払う予定だったものが、開催されなく、書面開催となったため、全額残高ということで残りました。

◇議長（石内國雄君） 3番松本幸喜議員。

〔3番 松本幸喜君発言〕

◇3番（松本幸喜君） 空き家対策のほうで、除却の費用というのが補助金があるかと思うのですが、その除却の利用状況というのはどのようになっているのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋 茂君発言〕

◇都市建設課長（高橋 茂君） おかげさまで除却のほうは補助金を使ってくれる方が多くて、この3年間で24件、今年度についても10件ということで利用されておりますので、残金は残っていない状況で全て使われています。

◇議長（石内國雄君） ほかに質疑ありませんか。

1番羽鳥光博議員。

〔1番 羽鳥光博君発言〕

◇1番（羽鳥光博君） 100ページお願いいたします。都市計画総務費、新橋建設促進化事業の委託料が100万円減額されておりますけれども、この委託料の中身と理由を教えてください。

◇議長（石内國雄君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋 茂君発言〕

◇都市建設課長（高橋 茂君） お答えします。

新橋建設促進化事業ということで、もう20年ほど前からなのですけれども、与六分前橋線の先に新橋を架けるということで要望活動も行ってきています。この約100万円につきましては、前橋市長が今会長で、石川町長が副会長ということで、県に対して要望活動を行っていますが、そのときに前橋市と玉村町でお互い情報を共有して、要望活動のときに役立つような情報収集、資料作りとか測量とか、そういったものを両者で考えてやるということのために100万円程度いつも、約ということで取っております。ですけれども、今年度に関しては、これという測量や調査や委託、そういったかかるものが見つからなかったもので、今回は流させていただきたいということでございます。

◇議長（石内國雄君） 1番羽鳥光博議員。

〔1番 羽鳥光博君発言〕

◇1番（羽鳥光博君） 新年度予算のほうでこの関係について、また引き続き委託、中身の継続等について聞かせていただきますので、了解いたしました。

◇議長（石内國雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 子ども育成課長。

〔子ども育成課長 中野利宏君発言〕

◇子ども育成課長(中野利宏君) 先ほど備前島議員からお尋ねがございました予算書の18ページ、保育士等処遇改善臨時特例交付金で、処遇改善の該当となる保育士等の数というお尋ねがあったかと思えます。こちらにつきまして、今手元に資料が届きまして、公立の会計年度任用職員あるいは児童館の構成員等で合計で108人、そして民間の保育士あるいは認定こども園の教諭等が213人程度ということで、合計いたしますと321人程度となります。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇議長（石内國雄君） 休憩します。午後2時20分より再開しますので、そこまで休憩になります。

午後0時15分休憩

午後2時20分再開

◇議長（石内國雄君） 再開します。

◇議長（石内國雄君） 日程第13、議案第11号 令和3年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第12号 令和3年度玉村町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、これより本案に対する質疑を求めます。

5番小林一幸議員。

〔5番 小林一幸君発言〕

◇5番（小林一幸君） ページが10ページになります。健康診査の事業についてお伺いいたします。

264万円の減額という形になりますけれども、これは多分健診の数が減ったというところだと思っております。一応予定として何件いて何件ぐらいしか来なかったからこれだけの減額になったという、ちょっと数を教えていただければと思います。

◇議長（石内國雄君） 住民課長。

〔住民課長 齋藤善彦君発言〕

◇住民課長（齋藤善彦君） それでは、小林議員の質問にお答えしたいと思います。

当初が1,750件の見積りで予算のほうを立てていたのですけれども、今回320件分のマイナスということで、見込みで補正減をさせていただいたところです。

◇議長（石内國雄君） 5番小林一幸議員。

〔5番 小林一幸君発言〕

◇5番（小林一幸君） これだけ減ったというのがやっぱりコロナの影響なのか、いろいろな影響があると思うのですけれども、やっぱりコロナの影響が多いのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 住民課長。

〔住民課長 齋藤善彦君発言〕

◇住民課長（齋藤善彦君） 昨年度は本当にコロナの影響で、かなり減ったのですけれども、それでも3年度、少し持ち直してはきたのですが、やはりコロナの影響のほうで当初よりも少なかったとい

うこととございます。

◇議長（石内國雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第13号 令和3年度玉村町介護保険特別会計補正予算（第4号）、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16、議案第14号 令和3年度玉村町介護予防サービス事業特別会計補正予算（第2号）、

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17、議案第15号 令和3年度玉村町下水道事業会計補正予算（第3号）、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第18 議案第16号 令和4年度玉村町一般会計予算

- 日程第 19 議案第 17 号 令和 4 年度玉村町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 20 議案第 18 号 令和 4 年度玉村町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 21 議案第 19 号 令和 4 年度玉村町介護保険特別会計予算
- 日程第 22 議案第 20 号 令和 4 年度玉村町介護予防サービス事業特別会計予算
- 日程第 23 議案第 21 号 令和 4 年度玉村町水道事業会計予算
- 日程第 24 議案第 22 号 令和 4 年度玉村町下水道事業会計予算

◇議長（石内國雄君） 日程第 18、議案第 16 号 令和 4 年度玉村町一般会計予算から日程第 24、議案第 22 号 令和 4 年度玉村町下水道事業会計予算までの 7 議案を一括議題としたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第 18、議案第 16 号から日程第 24、議案第 22 号までの 7 議案を一括議題とすることに決定いたしました。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第 16 号 令和 4 年度玉村町一般会計予算についてご説明申し上げます。

一般会計予算の内容につきましては、先ほど「施政方針」の中でも述べさせていただきましたし、お配りした「予算参考資料」の中でも詳しく説明がございますので、ご確認いただければと存じます。

それでは、一般会計予算の概要についてご説明申し上げます。

令和 4 年度の予算編成は、引き続き新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と社会経済活動の両立を図りながら、昨年 4 月から新たにスタートした第 6 次総合計画において、町が目指す将来像「暮らすなら、ここがいい。」を実現すべく編成いたしました。

具体的には、まちづくりの柱となる 6 つの重点目標を着実に推進するとともに、将来にわたって持続可能な行財政運営を堅持するという必要性に鑑み、緊急度、優先度を踏まえた歳出の重点化と中長期的な視点から安定的な税収基盤の確立に向けた「未来への投資」を基本として、「新型コロナウイルス感染症対策の徹底」、「防災・減災の強靱なまちづくりの推進」、「人生 100 年時代の長寿社会を見据えた地域福祉の推進」、「賑わいを創出する未来への投資」、「子どもの未来に希望をつなぐ環境づくりの推進」、「コロナ禍でも子どもたちの学びを保障する教育の推進」、「地方創生・総合戦略」の全 7 分野に予算の重点配分を行いました。

その結果、一般会計予算の総額は 116 億 9,000 万円、対前年度比 0.1% の減となりましたが、財源確保が極めて厳しい状況の中、町民生活や地域経済回復の後押しにしっかりと向き合い、これまでの行政サービスの水準を後退させることのないよう、コロナ克服と収束後の社会、地方創生を

見据えた「新しい未来に希望をつなぐ予算」として編成を行いました。

歳出の主な事業といたしましては、まず「新型コロナウイルス感染症対策の徹底」として、その感染防止対策では、コロナ克服を力強く推し進める3回目の接種となる新型コロナウイルスワクチン接種対策事業に1億1,188万8,000円を計上いたしました。また、マスクや消毒剤等の基本的な感染防止対策の備えや感染者が発生した町内業者が行う施設内の消毒等の緊急安全対策を支援するため、354万6,000円を計上するとともに、万一学校等の子供に関わる施設において感染者が発生した際に、拡大PCR検査を実施するため、440万円を計上いたしました。

次に、町民生活の支援では、長引くコロナ禍の影響により、住民税非課税相当まで家計が急変した世帯を応援するため、1世帯当たり5万円を給付するとともに、低所得世帯の子供1人当たり2万円の商工会商品券を交付するほか、コロナ禍で広がる子供の産み控えの対策とともに、子育て世代の応援として、新生児1人当たり3万円の商工会商品券を交付するため、総額で1,998万4,000円を確保し、町内経済の活性化の後押しにつなげていきたいと考えております。

また、生活支援が急務となっている就学援助費受給世帯の中学3年生の子供1人当たり、高校進学準備金として5万円を給付するとともに、コロナ禍で再び休校になっても学びを保障する1人1台のタブレット端末の効果的な活用を図るため、子供たちが日常的にICTを活用できるクラウド型デジタル教材を小学校に導入して実践研究するほか、在宅での学びを保障するWi-Fiモバイルルーターの貸出し支援を行うため、総額で644万9,000円を計上いたしました。

町内事業者の支援では、事業者の経営の維持・継続を支援するため、コロナ禍の影響を受けた事業者に対する制度融資として、緊急経済対策資金に1,423万8,000円を計上するとともに、売上げが減少した小規模事業者等に新たに10万円を支援するため、4,000万円を計上いたしました。

また、農業者の支援では、コロナ禍の影響により、市場価格の低迷等が懸念される「田園都市たまむら」ならではの麦について、次期作に前向きに取り組む生産者を支援し、新たな需要喚起につなげるため、麦種子購入の一部助成として900万円を計上いたしました。

さらに、コロナ禍に伴う緊急経済対策として、町内事業者への発注を条件とした住宅等リフォーム支援事業を実施し、地域経済回復の後押しを推進するため、9,091万1,000円を計上いたしました。

次に、「防災・減災の強靱なまちづくりの推進」では、消防団再編実施計画における第1期再編の1か所目となる第9分団及び第10分団の統合を行うため、統合後の活動拠点となる上陽分団詰所を建設するとともに、統合後の上陽分団の消防力強化を図るため、2台目となる軽可搬式消防ポンプ自動車を導入するほか、第1期再編の2か所目となる第3分団及び第4分団の統合を進めることから、南分団詰所建設に向けて実施計画に着手するため、総額で7,349万5,000円を計上いたしました。

また、SDGs推進の観点からも、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、環境に優しい新エネルギー導入の推進として、家庭における温室効果ガスの排出を抑制し、災害時の停電に備えるため、太陽光発電システム及び蓄電池設備の設置者に対して設置費の一部助成を行うとともに、地震等の災害から町民の生命、身体及び財産を守るため、道路等に面する倒壊のおそれの危険ブロック塀等の撤去費の一部助成として、総額で450万円を計上いたしました。

さらに、災害等により生活に不可欠な上水道が長期の断水状態となった際に、浄水場や前橋市との相互応援連絡管から離れた芝根地域に生活雑用水を確保するため、非常災害時の避難所となる芝根小学校に防災井戸を整備するとともに、大規模自然災害が頻発する中、見直しが行われた浸水想定区域や警戒レベル、マイ・タイムライン等の避難情報を反映した新たな総合防災マップを作成するため、総額で2,079万円を計上いたしました。

次に、「人生100年時代の長寿社会を見据えた地域福祉の推進」では、地域共生社会の実現に向けて、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、これまでの介護、障害、子供、生活困窮といった分野ごとではなく、属性を問わない相談支援、参加支援及び地域づくりに向けた支援の3つの支援を一体的に行う重層的支援体制整備事業を創設し、先進的な取組とともに、全12のメニューで総合的に相談支援等のサービスを実施していくことから、総額で6,983万円を計上いたしました。

次に、「賑わいを創出する未来への投資」では、高崎玉村スマートインターチェンジ北地区工業団地の造成に向けて、周辺道路やアクセス道路の整備、区域外配水管布設工事等に1億2,105万6,000円を計上するとともに、町の玄関口としてにぎわいを増す道の駅玉村宿の駐車場不足を解消するため、駐車場拡張工事費に4,400万円を計上いたしました。

道路網の整備では、東部工業団地へのアクセス道路となる町道103号線道路改良事業について、国庫補助を活用し進捗を図るとともに、地域経済の下支えを行う町単独事業として、老朽化した幹線道路の舗装修繕工事を積極的に推進するため、総額で1億4,991万2,000円を計上いたしました。

さらに、人口減少が進む中、本町が将来にわたって持続して発展していけるよう、雇用の創出、産業振興、税収増等を図るため、新たな産業団地構想として、候補地の調査、検討を行うとともに、本町の知名度とブランド力を高め、活気あるまちづくりを推進するため、新たな玄関口となった高崎玉村スマートインターチェンジ周辺地区に、観光交流拠点となる都市公園の整備について民間活力の導入可能性を見据えた調査、検討を行うため、総額で1,669万8,000円を計上いたしました。

次に、「子どもの未来に希望をつなぐ環境づくりの推進」では、子育て支援体制の充実を図るとともに、人口増加を目指す施策として、国の基準では幼児教育・保育無償化制度の対象とならない保育所、幼稚園等の第2子の保育料及び副食費を引き続き無償化するため、4,563万1,000円を計上いたしました。

また、保育士の人材確保が困難な状況の中、継続して待機児童解消対策を講じていく必要があることから、子供の年度途中の入所を見据え、あらかじめ基準を超えて保育士を確保し、子供の受皿の拡充を図った民間保育事業者を支援するため、325万円を計上いたしました。

次に、「コロナ禍でも子どもたちの学びを保障する教育の推進」では、コロナ禍で子供たちとの向き合い方に難しさが増す中、教員の人材育成をサポートする幅広い教育的知見を持ったキャリア・サポート・スタッフを配置するとともに、教員の事務作業を補助するスクール・サポート・スタッフ及び中学校における部活動指導員の配置など、継続的な人的支援による教員の多忙解消対策に加え、生徒にとって望ましい持続可能な部活動と学校現場の働き方改革の実現に向けて、休日の部活動の段階的な地域移行や合同部活動等の推進に関する実践研究を行うため、総額で1,212万2,000円を計上いたしました。

一方、児童生徒の学び方改革の推進では、これからの時代に不可欠となる1人1台のタブレット端末の活用に必要な指導者用デジタル教科書等の充実を図るとともに、コロナ禍でも学びを保障するオンライン学習を推進するため、小中学校ICT教育推進事業として314万5,000円を計上いたしました。

さらに、竣工から35年が経過する南中学校の老朽化したトイレ環境を改善し、学校施設の質的向上を図るための実施設計費として234万3,000円を計上いたしました。

最後に、「地方創生・総合戦略」では、町の知名度やブランド力を地域一丸となって進める玉村町魅力発信機構への支援体制の強化と事業委託により、東京圏を中心とした県内外に対する魅力発信を強化するとともに、マスメディアの活用や積極的なシティセールスを通じて、誘客と地元特産品の販路拡大を図ることで、交流・関係人口の増加や地域振興を推進するため、総額で997万4,000円を計上いたしました。

また、移住支援では、東京23区から本町に移住し、県内で起業または県マッチングサイトにより就業した方のみならず、コロナ禍に伴いテレワーク移住した方や文化センター周辺地区の分譲地にUターン移住した方など要件を満たした世帯への移住支援金として480万円を計上するとともに、少子化対策では、経済的な理由により結婚を足踏みするカップルを対象に、結婚に伴う新生活に係る新居の家賃や引っ越し費用等として30万円を上限に支援するため、結婚新生活支援金として300万円を計上いたしました。

さらに、本町の誇る玉村八幡宮をはじめ、井田家住宅や重田家住宅、嚮義堂など町内にある歴史的建造物の保存活用について検討する（仮称）歴史浪漫たまむら委員会を立ち上げ、歴史資産の掘り起こしと磨き上げにより、町の魅力・情報発信を積極的に推進し、地域振興を図るとともに、特に昨年7月に寄贈された国登録有形文化財「重田家住宅」については、適切な維持管理とともに、歴史資産としてだけでなく、観光や食、健康などと結びつけて魅力発信できるよう、その委員会を中心に検討を進めながら、一般公開を行うため、総額で445万8,000円を計上いたしました。

歳出の目的別内訳については、衛生費、教育費、公債費等が減少しましたが、総務費、民生費、商工費、土木費、消防費等が増加しました。特に教育費では、社会体育館長寿命化改修工事の終了により23.3%減少しましたが、民生費ではコロナ禍に伴う町民生活の応援をはじめ、障害福祉サービスや少子高齢化に伴う社会保障費の増大により、4.2%の増加、商工費ではコロナ禍に伴う制度融資や事業者支援、緊急経済対策住宅等リフォーム支援事業により56.2%の増加、消防費では上陽分団詰所建設事業や防災井戸整備事業等により19.8%の増加となりました。

また、性質別内訳については、公債費、繰出金、普通建設事業費が減少し、その他の費目については増加となりました。特に繰出金では、下水道事業特別会計の公営企業会計化に伴い、一般会計繰出金が補助費等に振り替えられたことにより31.3%の減少、普通建設事業費では、社会体育館長寿命化改修工事の終了により21.8%減少しましたが、物件費では重層的支援体制整備事業の創設に伴い、地域包括支援センター委託料が一般会計化したことや寄附増加に伴うふるさと納税奨励事業の返礼品などにより2.0%の増加、扶助費では障害福祉サービスに係る社会保障費の増大により4.0%の増加となりました。

義務的経費では、扶助費の伸びにより1.5%増加し、予算総額に対する構成比は41.9%となりました。一方、投資的経費では21.8%減少し、構成比は9.7%となりました。

次に、歳入の主なものとして、まずその根幹をなす町税では、町内大手企業の好調な業績を受けた法人町民税の伸びをはじめ、全ての税目で増加となり、町税全体では4.4%増の45億9,763万7,000円を見込むとともに、地方交付税では町税の状況や地方財政計画等を考慮した推計の結果、17.2%増の17億円を見込みました。また、地方交付税を除く交付金全体では、2.0%増の10億2,951万円を見込みました。

国・県支出金では、地域の実情に応じたコロナ対策を行うための新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増加等により、7.4%増の25億6,068万3,000円を見込みました。

財産収入では、リサイクル物品売払収入の増加により、94.6%増の2,365万2,000円を見込むとともに、寄附金ではふるさと納税による寄附応援者のさらなる獲得を目指して、1億3,000万円を見込み、44.4%の増加となりました。

繰入金では、重層的支援体制整備事業の創設に伴う介護保険特別会計からの繰入れを1,112万6,000円見込むとともに、基金繰入金では、ふるさと創生基金等からの繰入れのほか、不足する財源の確保として財政調整基金からの繰入れを前年度の7億円から1億円減額し、6億円の取崩しで収支の均衡を図ることができたため、繰入金全体では12.1%減の6億3,959万8,000円となりました。

町債では、普通交付税の一部振替による臨時財政対策債が国との折半対象財源の不足が生じないため、前年度の6億円から2億円に減額となったことなどにより、町債全体では53.7%減の5億2,010万円を見込みました。

なお、歳入の性質別内訳については、町税収入やふるさと寄附金の伸び等により、自主財源全体で2.5%増加し、予算総額に対する構成比は50.3%となりました。一方、依存財源では、社会体育館長寿命化改修事業の終了や臨時財政対策債の減額など、町債が大きく減少したことなどにより、全体で2.6%減少し、構成比は49.7%となりました。

以上、本町の財政状況は、少子高齢化に伴う社会保障関連経費の増大や公共施設の老朽化への対応に加え、新型コロナウイルス感染症という直面する喫緊の課題への対応により、今後も厳しい状況が続くことが予想されます。

そのため、本町が将来にわたって持続的に発展し続けていけるよう、財政基盤を確立する積極的な未来への投資とともに、ポストコロナの新たな時代を見据えた「新しい未来に希望をつなぐまちづくり」を推進し、健全で持続可能な行財政運営に努めてまいります。

次に、議案第17号 令和4年度玉村町国民健康保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

本案につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億6,656万3,000円とするものでございます。前年度当初予算と比較しますと、2.5%の増となっております。増額の主な要因としましては、群馬県に納付する国民健康保険事業費納付金の増加でございます。

令和3年度は、納付金の算定基礎となる医療給付費が新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う受診控えの傾向が見られたことから、例年に比べ群馬県全体として減少傾向となったため、納付金総額も減少しておりましたが、本年度の算定基礎となる医療給付費が新型コロナウイルス感染症流行前の水準まで戻りつつあることに伴い、納付額が増額となっております。保険給付費に関しましては、医療給付費が増加傾向となっていることから、前年度予算額に比べ微増となっております。

歳入の主なものとしましては、国民健康保険税が7億4,942万8,000円、県支出金が24億935万8,000円、繰入金が3億295万9,000円であります。

歳出の主なものとしましては、保険給付費が23億7,984万3,000円、国民健康保険事業費納付金が10億2,102万1,000円、保健事業費が3,704万1,000円であります。

被保険者数は、新型コロナウイルス感染症の感染状況により増加に転ずることもありますが、年間を通してみると減少傾向にあります。医療機関の受診状況も感染拡大前の水準に近づきつつあり、また1人当たりの医療費単価は年々増加傾向であるため、引き続き医療費抑制の取組を行ってまいります。医療費増加の要因の1つとしては、生活習慣病が挙げられます。国保特定健診につきましては、受診率に回復傾向が見られるため、新型コロナウイルス感染症対策を徹底した上で、安心して受診していただけるよう、医療機関とも連携を密にし、取り組んでまいります。

今後も医療費適正化を図るとともに、適切な収納対策に取り組み、国保特別会計の健全運営に努めてまいります。

次に、議案第18号 令和4年度玉村町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申し上げます。

本案につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億8,620万3,000円とす

るものでございます。

予算の内容については、前年度当初予算に対し、13.9%の増加であります。主な要因としては、高齢化による被保険者数の増加により、後期高齢者医療保険料が増加したためであります。

歳入の主なものとしては、後期高齢者医療保険料2億8,541万9,000円、保険料軽減分の保険基盤安定繰入金7,678万3,000円、受託事業収入1,596万2,000円であります。

歳出の主なものとしては、広域連合納付金3億6,220万4,000円、健康診査等事業費1,683万9,000円であります。保険料と基盤安定繰入金は、そのまま群馬県後期高齢者医療広域連合へ納付いたします。群馬県後期高齢者医療広域連合が保険者であります。市町村においても保険料の徴収や窓口業務の事務がありますので、広域連合と連携を取りながら円滑な運営を図ってまいります。

次に、議案第19号 令和4年度玉村町介護保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

本案につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億7,846万4,000円と定めるものでございます。前年度当初予算と比較しますと、0.4%の減となっております。

歳入の主なものにつきましては、65歳以上の第1号被保険者保険料が6億7,423万8,000円、国庫支出金4億7,828万8,000円、支払基金交付金6億7,987万1,000円、県支出金3億6,380万6,000円、一般会計からの繰入金3億8,215万円でございます。

歳出の主なものにつきましては、総務費3,075万円、保険給付費24億1,463万3,000円、地域支援事業費1億2,084万5,000円となっております。地域支援事業費につきましては、事業費の一部を一般会計の重層的支援体制整備事業費へ振り替えるため、対前年度比25.6%の減となっております。

平成12年に開始し、20年が経過した介護保険制度ですが、介護の問題を社会全体で支える制度として定着してきた一方で、団塊の世代が75歳以上となる令和7年を目前に、要介護認定者の増加や介護サービスへの需要の高まりが想定されます。

令和4年度においても、「第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づいて、介護保険特別会計を適正に運営し、自立支援、重度化防止に取り組むほか、認知症施策の推進、地域包括ケアシステムの深化を図り、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちを目指して、介護保険制度の持続可能性を確保してまいります。

次に、議案第20号 令和4年度玉村町介護予防サービス事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

本案につきましては、介護予防サービス事業特別会計の予算を歳入歳出それぞれ452万7,000円と定めるものでございます。

まず、歳入につきまして主なものを申し上げますと、「要支援1・2」と認定された方及び「総合事業対象者」に対してケアプラン等を作成する介護予防・ケアマネジメント費収入224万

4,000円、一般会計繰入金等228万3,000円でございます。

続きまして、歳出の主なものといたしましては、介護支援専門員の人件費やシステム機器使用料など総務管理費等235万4,000円、予防給付プラン等作成委託料であります介護予防・ケアマネジメント事業費が217万3,000円でございます。

次に、議案第21号 令和4年度玉村町水道事業会計予算についてご説明申し上げます。

まず、令和4年度水道業務の予定量でございますが、給水件数を1万7,532件、年間総配水量を479万9,000立方メートルとし、当初予算を編成いたしました。

次に、第3条の収益的収入及び支出の予定額であります。水道事業収益で5億8,542万3,000円を予定いたしました。その主なものは、給水収益等の営業収益が5億5,136万4,000円、営業外収益が3,405万8,000円でございます。

続いて、水道事業費用であります。5億3,773万2,000円を予定いたしました。その主なものは、営業費用が5億596万8,000円、借入金利子等の営業外費用が2,666万4,000円でございます。

次に、第4条の資本的収入及び支出の予定額であります。資本的収入につきましては1億6,306万1,000円を予定いたしました。その主なものは企業債が1億5,000万円でございます。

続いて、資本的支出は4億1,661万1,000円を予定いたしました。その主なものは、建設改良費の2億7,588万4,000円と企業債償還金の1億3,542万8,000円でございます。建設改良費の内訳は、資本勘定職員の人件費が1,355万4,000円、水道施設整備工事費が2億4,913万円、設計委託料が1,320万円でございます。

なお、資本的収支において不足する2億5,355万円は、当年度分の損益勘定留保資金、当年度分の消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度分の建設改良積立金及び減債積立金で補填する予定でございます。

次に、第5条では債務負担行為の限度額を990万円、第6条では企業債の限度額を1億5,000万円とし、第7条では一時借入金の限度額を5,000万円と定めております。第8条では予定支出の各項の経費の金額の流用ができる場合として、収益的支出及び資本的支出における各項間の流用について定めており、第9条では議会の議決を経なければ流用することができない経費として職員給与費を4,058万1,000円、交際費を1万5,000円とし、第10条では棚卸資産購入限度額を537万円と定めるものでございます。

引き続き経費の節減と効率的な業務による健全な経営を図るとともに、安全で安定した水の供給が将来に向け持続できるよう努めてまいります。

次に、議案第22号 令和4年度玉村町下水道事業会計予算についてご説明申し上げます。

当町の下水道事業は、令和2年4月から発生主義による公営企業会計に移行しており、令和4年度

は移行3年目に当たります。

まず、令和4年度の業務の予定量でございますが、年度末整備済面積として772ヘクタール、年間有収水量を274万1,000立方メートル、主要な建設改良事業として管渠整備工事費5億1,430万円を第2条に定めました。

次に、第3条の収益的収入及び支出の予定額であります。下水道事業収益で7億9,767万1,000円としました。主なものは、下水道使用料等の営業収益が3億3,188万1,000円、一般会計繰入金等の営業外収益が4億6,578万9,000円でございます。

続いて、下水道事業費用ですが、7億5,008万1,000円を予定いたしました。主なものは、営業費用が6億4,475万1,000円、企業債利子等の営業外費用が1億272万9,000円でございます。

次に、第4条の資本的収入及び支出の予定額であります。資本的収入につきましては7億8,332万2,000円としました。主なものは、企業債の5億4,260万円、補助金の1億5,750万円でございます。

続いて、資本的支出は10億8,573万8,000円を予定しました。主なものは、建設改良費の6億1,193万3,000円及び企業債償還金の4億7,232万2,000円でございます。

なお、資本的収支において不足する額3億241万6,000円は、過年度分及び当年度分の損益勘定留保資金、過年度分及び当年度分の消費税及び地方消費税資本的収支調整額、減債積立金並びに建設改良積立金で補填する予定でございます。

次に、第5条では企業債の限度額を5億4,260万円、第6条では一時借入金の限度額を4億円とし、第7条では予定支出の各項の経費の金額の流用ができる場合として、収益的支出及び資本的支出における各項間の流用について定めております。

第8条では、議会の議決を経なければ流用することができない経費として、職員給与費を4,663万1,000円とし、第9条では他会計からの補助金として、一般会計からの基準外繰入金を1億3,079万4,000円と定めるものでございます。

最後になりますが、公共下水道の整備は、町民生活の環境改善及び河川の水質保全のための重要な施策であります。本町は、町全域が下水道整備の計画区域となりますので、積極的に整備を進めるとともに、効率的な業務により、経営の健全化を図ってまいります。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（石内國雄君） 提案説明を終了いたします。

これより総括質疑を行います。

各予算に対する総括質疑は、玉村町議会運営に関する基準により、款項の範囲で行うようお願いいたします。款項までの大枠の質疑を行うようお願いいたします。具体的な詳細については、予算特別委員会をお願いいたします。

最初に、日程第18、議案第16号 令和4年度玉村町一般会計予算に対する総括質疑を求めます。
4番新井賢次議員。

〔4番 新井賢次君発言〕

◇4番（新井賢次君） 今ご説明いただいた中で、一般会計予算の参考資料中の重点7分野に、6番目で「コロナ禍でも子どもたちの学びを保障する教育の推進」とあります。同じことが11ページの重点プロジェクトの中でもやっぱり6番手で同じ記載がございます。この重点プロジェクトの中で、この6番だけ「コロナ禍でも」という言葉が入っています。ほかの項目、例えば5番にしても、コロナ禍でも当然やることであると思います。6番だけなぜこういう形で「コロナ禍でも」という形にされたのか、その辺のご説明をお聞きしたいと思います。

◇議長（石内國雄君） 町長。

〔町長 石川眞男君発言〕

◇町長（石川眞男君） 新井議員の指摘のとおり、コロナ禍で特に子供が学校を休みになったりして、それが生活環境とかいろんな形に及んでいきますので、そういうのも踏まえて、そういった子供たちの教育支援というところにも力を入れるという意味です。

◇議長（石内國雄君） 4番新井賢次議員。

〔4番 新井賢次君発言〕

◇4番（新井賢次君） 例えばコロナ禍でも当然小中学生の給食費の一部の免除だとかすることはあると思いますが、5番目の例えば陣痛タクシー事業でも、それから保育士確保支援事業でも、コロナ禍でも当然やることですよね。ですから、6番に「コロナ禍でも」ということをつけたことが私すごく、何でここだけこの言葉が要るのかなと思っただけなのです。要するに5番も全部コロナ禍でもやらなくてはいけないことなのではないかと思ったので、こういう区切りをしたことがどういう理由なのでしょうかとということをお聞きしたかったのですけれども。

◇議長（石内國雄君） 総務課長。

〔総務課長 萩原保宏君発言〕

◇総務課長（萩原保宏君） 「コロナ禍でも」と入れたのは、コロナ禍で、具体的には子供たちの学校が休業になってしまったり、いろんな制約を受けている中で、学びを保障するのですよということで、あえてコロナ禍でもということを強調させていただいたものでございます。

◇議長（石内國雄君） 4番新井賢次議員。

〔4番 新井賢次君発言〕

◇4番（新井賢次君） 分かりました。ただ、コロナ禍でもやる中で、例えばトイレの改修工事が、例えば5番に比べて本当に6番目なのかなという感じです。それだけです。分かりました。

◇議長（石内國雄君） ほかに質疑ありませんか。

6番月田均議員。

〔6番 月田 均君発言〕

◇6番（月田 均君） 質問します。

今年の予算は116億9,000万円ということで、去年とほとんど変わらないと。でも、よく見ますと、教育費が約4億円減っていると。これは社会体育館の改修がなくなったということで、増加しているのを見ますと、消防費が1億円、上陽分団とかいろいろありますので増えたと。あと、商工費が約1億円、これは小規模事業者の支援とかリフォームとか、これが補正ではなくて第1回の予算でついたということで2億円増だと。あと、ではどこが2億円増えているかという、民生費なのです。これが増えていると。過去を見てみると、民生費が毎年継続して上がっているということなのです。だから、私不安なのは、今後少子高齢化がどんどん進んでいくと、民生費がどんどん増えてきて、ほかの業務とか、ほかの事業ができなくなるという不安があるのですけれども、この辺に関しては町はどんなふうに、民生費に関してはどんなふうに考えているかお聞きします。民生費が今後増と私は見ているのですけれども、町としてはどのように考えているかお聞きします。

◇議長（石内國雄君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 岩谷孝司君発言〕

◇健康福祉課長（岩谷孝司君） お答えいたします。

正しく答えられるかちょっと不安なのですけれども、これからというか、もう超高齢化社会ということで、ますます今後も高齢者が増えて子供が減っていくというのが進んでいくと思います。その中で、玉村町とすると、例えば筋力向上トレーニング事業だとか、あとは居場所づくりとかということをやりながら、なるべく介護保険を使わないような、介護保険を使わないというか、要介護認定を受けないような、そんなことをすることによって介護保険財政を、例えばどんどん右肩上がりだったものをやや横並びにしていだとか、あと元気になればなるほど医療費のほうも当然、減ってはこないかもしれないのですけれども、横に、右肩ではなくて水平になっていくというか、そういうことなるべく民生費、高齢者、あとは障害者もそうなのですけれども、民生費のほうになるべくそういった形で、元気な人たちを、元気でいられる時間をいかに長くするかということが多分すごく大事になってくるのかなというふうに考えていますので、その辺を一般会計に今回入れさせてもらった居場所づくりだとか、ふれあいの居場所づくりと筋力向上トレーニング事業とか、そういったものを組み合わせながら継続して、元気なお年寄りをどんどんつくって、なるべく民生費の上昇を抑えていきたいとは考えております。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 6番月田均議員。

〔6番 月田 均君発言〕

◇6番（月田 均君） 分かりました。一般会計予算の提案説明で、「財政基盤を確立する積極的な未来への投資とともに」と言っているのですけれども、財政基盤を確立する積極的な未来への投資と

というのは、今具体的にどういうことを考えているか、今年の予算ではどういうことを考えているか聞きたい。

◇議長（石内國雄君） 総務課長。

〔総務課長 萩原保宏君発言〕

◇総務課長（萩原保宏君） 町の課題としますと、やはり人口減少対策が大きな課題だと思っておりますけれども、先ほど月田議員さんがおっしゃったように、民生費が大幅にどんどん伸びていく。この要因は何かといいますと、少子高齢化によって社会保障費がどんどん、国だけではなくて玉村町もどんどん伸びていくということでもありますので、今後歳入を増やすという努力をしていかなければならないと考えております。そのために企業誘致、スマートインター北の工業団地の造成であるとか、新たに東の工業団地の拡張であるとか、そういったことのほかに人口を増やすための様々な政策を用いて、玉村町の少子高齢化を少しでも食い止めて歳入を確保していくことが現在は最優先課題だと考えております。

◇議長（石内國雄君） ほかに質疑ありませんか。

1 番羽鳥光博議員。

〔1 番 羽鳥光博君発言〕

◇1 番（羽鳥光博君） 予算編成に当たりまして、経常収支比率が硬直的であって弾力性がないということで、要するに政策的経費に使える財源が乏しいということでありまして、私も県庁時代に地方課財政係にいて、地方交付税の算定をしたことはあるのですけれども、そういった場合の指導として、町単独事業とか村単独とか市単独とか、こういうものはできるだけ抑制をして、ひもつき財源という言葉は悪いのですけれども、できるだけ国のお金や、要するに寄附金とか特定財源のあるもので事業を行ってくださいというような指導をしたことがありまして、町の場合は町単独事業もあるのでありますが、そういうふうな大きな財政運営について、基本的な考え方というのはどのように考えていらっしゃいますか教えてください。

◇議長（石内國雄君） 総務課長。

〔総務課長 萩原保宏君発言〕

◇総務課長（萩原保宏君） 羽鳥議員さんには、県庁のときに大変いろいろご指導いただきましてありがとうございました。町としますと、もちろん様々な事業を進める上に当たって、国の補助金であるとか県の補助金を使って事業を行うということが最も効果的であると考えておりますけれども、町独自の施策として、補助の対象にならないものも幾つかあります。これは各自治体によって違いますけれども、地域で求められているもの、過疎地域であれば生活を維持するために様々なサービスがありますし、都市部であれば都市部に応じたサービスがあると思います。玉村町においても、玉村町における必要なサービスを議会に提案させていただいて議決をいただいておりますけれども、例えば玉村町は急激に人口減少が続いているということで、現在少子化対策には大きな金額を使用させていた

だいておりますが、そういった地域ならではの事業については、町単独の予算を使って町の活性化を図っていくことが必要だと考えております。今回も地方創生等で単独の事業も幾つか組み入れさせていただいておりますけれども、できるだけその事業で効果を出して人を呼び込んだり、町の活性化が図れるようなことについては、補助でなくても積極的に投資をしていきたいと考えております。

また、今回のコロナ対策経費についても、新年度については3億2,000万円ほど使っておりますが、補助対象外としても単独で6,600万円ほどつぎ込んでおりますので、必要な経費については、これが単独で効果的であると認められるものについては、財政支出を行っていききたいと考えております。

◇議長（石内國雄君） 1番羽鳥光博議員。

〔1番 羽鳥光博君発言〕

◇1番（羽鳥光博君） 玉村町は、地勢的な地理的条件は大変いいものですから、あまり無理をしなくても財源が、物流関係とか、それから個人の町民税、給与所得に応じた前年度の安定的な、大体今4割ぐらいですか、町税が、見ますと。その中で個人の町民税が大きな割合を占めているのですけれども、こういうところが比較的、景気の大きな波によることなく、安定していますものですから、それほど大きな出っ張り、引っ込みがないのですけれども、それにも増してこういった非常に厳しい状況の中ですから、私はあまり極端に町単独事業を増やすことによって町政の特色を出すとかというふうなこともとても大切だと思いますけれども、さっき言ったプライマリーバランスの話も町長から出ましたけれども、そういった点も考慮いただきながら町政の運営をしていただきたいと思います。また一般質問の中でも一部やらせていただきますので、よろしく願いいたします。

◇議長（石内國雄君） ほかに質疑ありませんか。

3番松本幸喜議員。

〔3番 松本幸喜君発言〕

◇3番（松本幸喜君） 先ほど質問にも出ましたけれども、町が今後10年を考えていくと、相当少子高齢化で人口の減少、こういったものが容易に想像できるかと思います。先ほどあった安定的な収入も、そういう面でいきますと非常に心細いものがあるわけなのですけれども、人を呼び込むために、玉村町では土地が、線引きがされているものですから、それを確保する、人を呼び込むといっても呼び込む場所がなければしょうがないわけなので、それを確保するための空き家対策事業、この費用が若干削られているように思うのですけれども。もう一点は、それで空き家をつくるということではなくて、人を呼び込むための施策というのですか、その項目があまり見当たらないということ。町全体の魅力発信ということではありますけれども、呼び込むための施策というのは何か考えていないでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 内容的にちょっと細かい内容の話になってきているのですけれども、総括質疑ということでもう一度。

◇3番（松本幸喜君） 町全体の在り方、その町政全体の在り方として、要するに人口、若い世代を呼び込む施策が必要だという趣旨なのではけれども、個々のもの……

◇議長（石内國雄君） 今回の予算についての総括的な質疑ですから、一般質問とは違いますので、そのところもう一度お考えください。

◇3番（松本幸喜君） 分かりました。では、一般質問の中でそういったことも取り上げていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

◇議長（石内國雄君） ほかに質疑ありませんか。

8番三友美恵子議員。

〔8番 三友美恵子君発言〕

◇8番（三友美恵子君） 今回の予算の中で重層的支援体制整備事業というのがたくさん出てくるのですが、この体制を一般会計化したという意義というか、なぜ一般会計化したのかとか、あとは機能強化を図るということですが、これだけの事業をここに、16ページにある事業を、ここに何か10項目ぐらいあるのですけれども、ここの中にも地域包括支援センター、基幹相談支援センター、幾つも支援センターに分かれていますと思うのですが、これを重層的な、重ねていくというのは分かるのですけれども、それを一括でここにどうにかするという組織とは違うのですか。

◇議長（石内國雄君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 岩谷孝司君発言〕

◇健康福祉課長（岩谷孝司君） お答えします。

この事業の目的が、今それぞれ高齢、障害、子供、貧困というふうに分かれています。例えば高齢だったら介護保険のほうに入っていたりしている部分がありますので、まずは国の方針なのですけれども、国がこの重層化を進めている中で、まずやり方として、今実際に問題として、例えば8050問題ではないのですけれども、お年寄りを子供が面倒を見ているだとか、その中に貧困があったりだとか、もしかすると子供もいらっしゃったりするとかという可能性もあります。そういった中で、今ばらばらで動いているものを重層化という一つのまとまりにして、その中で今までどおり、物は別なのですけれども、だけれども、重層化というものにする中で、一つの連携をやすくするということを想定しているのだと思います。ちょっと答えになっているかどうかあれなのですけれども、すみません。

〔「一般会計化した」の声あり〕

◇健康福祉課長（岩谷孝司君） 一般会計化したのは、重層化するのに当たって国の方針とすると一般会計でということだったので、介護保険にあるものを一般会計に持ってきたりということを行っています。

◇議長（石内國雄君） 8番三友美恵子議員。

〔8番 三友美恵子君発言〕

◇8番（三友美恵子君） そうしますと、今ここの事業を見ていますと、みんな健康福祉課の担当になっているのですよね。これから重層的というのは子ども支援だったり、いろんなものが重なってくると思うのですが、健康福祉課だけでこの整備事業をやっていくのかということなのですかけれども、何か新たな組織を、整備についての新たな体制をつくっていくとかということではなくて、今までどおり健康福祉課の中だけでやっていく事業になるのか、子ども育成課、学校教育課、全ての課に係わってくるような事業を重層的にやるのかなと私は思っていたのですけれども、この課が全部健康福祉課だけになっているので、これはどういうことなのでしょう。

◇議長（石内國雄君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 岩谷孝司君発言〕

◇健康福祉課長（岩谷孝司君） お答えいたします。

当然子ども育成課とかとも連携しなくてはいけない部分があって、重層化の中に項目もございます。今回の一般会計の重層化のほうに持ってきたのは、まずは健康福祉課のものをちょっと持ってきたというのが現状であって、将来的には当然子ども育成課なりが入ってくるということは考えられます。

◇議長（石内國雄君） 8番三友美恵子議員。

〔8番 三友美恵子君発言〕

◇8番（三友美恵子君） そうしますと、現在これもまだ入ったばかりで、今は健康福祉課だけということですね。これからいろんな課が入ってくる。そのために大きな組織をつくるということはないわけですか。この事業に向けての、健康福祉課だけでやるのではなくて、大きな目で見られるものというをつくる必要があるのではないかなと思ったのですけれども。

◇議長（石内國雄君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 岩谷孝司君発言〕

◇健康福祉課長（岩谷孝司君） この重層化自体がやっている自治体というのがそれほどないという中で、今手探りでやっているような状態です。例えば群馬県内でもやっているところがあるので、そこ情報交換しながら、どうやって進めているのかということは今話し合っているという中なので、まずはこういう形を、取りあえず取らせてもらって、それからまとめるというのがあるかどうか、ちょっと私も勉強不足ですみません。そこまでやっているところがあるかどうか分からないのですけれども、まず中心的なことを健康福祉課のほうで担って、そこから徐々に広げていくというイメージだとは考えています。

◇議長（石内國雄君） 大枠の質疑であります総括質疑、ほかにありますでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

以上で本案に対する総括質疑を終了いたします。

日程第19、議案第17号 令和4年度玉村町国民健康保険特別会計予算に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

以上で本案に対する総括質疑を終了いたします。

日程第20、議案第18号 令和4年度玉村町後期高齢者医療特別会計予算に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 異議なしと認めます。

以上で本案に対する総括質疑を終了いたします。

日程第21、議案第19号 令和4年度玉村町介護保険特別会計予算に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 異議なしと認めます。

以上で本案に対する総括質疑を終了いたします。

日程第22、議案第20号 令和4年度玉村町介護予防サービス事業特別会計予算に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

以上で本案に対する総括質疑を終了いたします。

日程第23、議案第21号 令和4年度玉村町水道事業会計予算に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

以上で本案に対する総括質疑を終了いたします。

日程第24、議案第22号 令和4年度玉村町下水道事業会計予算に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

以上で本案に対する総括質疑を終了いたします。

これもちまして、令和4年度玉村町一般会計予算ほか6会計予算に対する総括質疑を全て終了いたします。



○予算特別委員会の設置・選任の件

◇議長（石内國雄君） お諮りいたします。

日程第18、議案第16号 令和4年度玉村町一般会計予算から日程第24、議案第22号 令和4年度玉村町下水道事業会計予算までの7議案については、議員全員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第18、議案第16号から日程第24、議案第22号までの7議案については、議員全員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、玉村町議会委員会条例第6条第4項の規定により、議員全員を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議員全員を予算特別委員会委員に選任することに決定いたしました。



○日程第25 議案第23号 町道路線の認定について

◇議長（石内國雄君） 日程第25、議案第23号 町道路線の認定について、これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第23号 町道路線の認定についてご説明申し上げます。

本案につきましては、令和3年度道路台帳補正における認定に係るものでございます。

主な内容は、開発行為等で道路整備後に所有権を町に帰属及び寄附された道路を新規認定するもの

でございます。今回の認定路線数は2路線、延長94.28メートルとなっております。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（石内國雄君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第26 議案第24号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について

◇議長（石内國雄君） 日程第26、議案第24号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について、これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第24号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議についてご説明申し上げます。

本案は、群馬県市町村総合事務組合の組織団体である桐生地域医療組合が、令和4年3月31日をもって常勤の職員に係る退職手当支給事務の共同処理を終了することに伴い、同組合の組織団体が組合を脱退せずに常勤の職員に係る退職手当支給事務の共同処理を終了する場合に、退職手当の支給事務に係る負担金の還付または特別徴収を引き続き行えるようにするものでございます。

また、併せて組織団体である邑楽館林医療事務組合の名称が、令和4年4月1日から「邑楽館林医療企業団」に変更されるため、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでござい

ます。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（石内國雄君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第 27 議案第 25 号 群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について

◇議長（石内國雄君） 日程第 27、議案第 25 号 群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について、これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第 25 号 群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更についてご説明申し上げます。

本議案は、群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体に、令和 4 年 4 月 1 日から館林市が加入し、邑楽館林医療事務組合が邑楽館林医療企業団へ名称変更するに当たり、群馬県市町村公平委員会共同設置規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第 252 条の 7 第 3 項において準用する同法第 252 条の 2 の 2 第 3 項の規定により、議会の議決を求めますのでございます。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（石内國雄君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○散 会

◇議長（石内國雄君） 議事の都合により、3月2日から6日までの5日間は本会議は休会といたします。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて散会といたします。

なお、3月7日は、午前9時までに議場へご参集願います。

ご苦労さまでした。

午後3時38分散会